

— 阪神・淡路大震災から学ぶ社会教育施設 —

地震対応マニュアル 作成のために



社会教育施設防災研究会

— 阪神・淡路大震災から学ぶ社会教育施設 —

地震対応マニュアル 作成のために

2005年3月

社会教育施設防災研究会



図書が散乱した明石市立中央図書館
(明石市)



外壁にクラックの入った明石市立天文科学館
(明石市)



書架などが転倒した神戸市立長田公民館(神戸市)

畳の部屋やストーブのある
避難所：淡路町公民館
(淡路町)



全国から届けられた救援物資
(津名町)



市立野球場に建設された
仮設住宅(西宮市)



発刊に寄せて

一瞬にして6,000人を超えるかけがえのない命を奪い去り、10兆円もの被害を私たちにもたらした、あの阪神・淡路大震災から、10年の歳月が流れました。

被災地も、街並みの復興が進み、神戸の異人館群やルミナリエ、淡路島などには、全国から数多くの観光客が訪れ、ふと、何事もなかったかのような錯覚に陥りがちです。しかし、一步路地に入れば、空き地がぽっかり残っていたり、心のケアを必要とする子どもたちがなお少くないなど、課題がなくなったわけではありません。

また、昨年末には、スマトラ沖大地震と津波による被害が世界中の人々を震撼させました。国内でも新潟県中越地震が起きましたし、兵庫県内でも、台風による大水害が発生するなど、まさに「天災は忘れた頃にやってくる」という言葉のとおり、決して他人事ではなく、次なる災害に備えていくことの大切さが、改めて明らかになったと思います。

このような中で、阪神・淡路大震災からの復旧・復興の過程を振り返り、被害の状況と対応を記録し、できたこと、できなかつたことを検証し、そこから得た教訓を後世に伝え、併せて全国に発信していくことは、被災地に生きる私たちの責務ではないかと考えます。

このため、兵庫県教育委員会としても、地震直後の混乱が収まった頃から、市町教育委員会、教育機関、関係団体等の協力を得ながら、学校教育を中心に、社会教育・文化財なども含めて、記録集やマニュアルの作成、震災対応の検証などに取り組んできました。

ただ、こうしたことは、教育委員会という行政関係だけではなく、学校、社会教育施設、各種団体、ボランティアなど、復旧・復興にかかわった多様な主体により、重層的に行うことが肝要だと思います。

本書は、震災当時及びその後、兵庫県教育委員会社会教育・文化財課や県立社会教育施設に籍をおき、社会教育の分野で復旧・復興に携わった職員が、その当時の経験と記録を生かしながら、震災10年の節目を迎えるに当たって、個人の立場で取りまとめられたものです。

したがって、当時の状況を伝える貴重な記録としての意味を持つとともに、行政や社会教育施設における対応指針（マニュアル）作成のガイドとしても活用できるものと考えます。

本書の作成の中心となった元社会教育・文化財課長の山田道夫氏、元同課副課長の故・中野直行氏をはじめ研究会のメンバーの方々に敬意を表するとともに、ぜひ多くの行政関係者、社会教育施設職員の方々にご一読願い、今後の防災対策に生かしていただくことを念願いたします。

平成17年3月

兵庫県教育長
武田 政義

はじめに

阪神・淡路大震災から10年の年月が流れました。

この地震では、兵庫県内だけでも6,400人以上の尊い人命を失うとともに、20万棟以上のビル・家屋等が倒壊し、ピーク時には30万人以上の人々が避難所での生活を強いられました。激震地では、多くの学校が避難所となりましたが、社会教育施設も、公民館のみならず図書館や博物館の一部も、期せずして避難所となりましたし、救援物資の供給やボランティアの活動拠点としても大きな役割を果たしました。

こうした被災地の諸活動については、震災後、多くの分野で記録集や報告書が作られ、特に学校教育では、調査研究報告や地震対応マニュアルなども作成されています。社会教育関係を見ると、例えば兵庫県教育委員会では、県下の市町教育委員会や社会教育施設の協力を得て、記録集「明日を見つめて—阪神・淡路大震災と社会教育—」（平成8年3月）を発行していますが、地震対応マニュアルについては、県教育委員会社会教育・文化財課が中心となって平成8年から翌年にかけて作業に着手したものの、途中で中断していました。

この程、震災から10年を迎えるに当たり、当時の関係者を中心に個人の立場で作業を再開し、ようやく刊行に至ったものです。このため、最近の情報通信の普及、防災技術の進歩や、関係機関・団体等の各種報告書、マニュアル等の知見が必ずしも十分には生かされていないなど、不十分な面や未整理な部分もあるかと思います。また、一口に社会教育施設といっても、その種類や地域特性、地震の規模や被害の状況によって、対応や事前の備えが異なるのは当然ですし、台風・洪水など他の自然災害との関係で、部分的な見直しが必要になる場合もあるでしょう。したがって、各施設ごとに独自のマニュアルが作成されることが望まれます。

この作業中の昨年10月、新潟県中越地震により、さらに年末には、スマトラ沖大地震と津波によって、再び大きな被害が発生したのを見るにつけ、改めて、地震の怖さ、そして日頃の備え、行動マニュアルの必要性を痛感しました。

その意味で、本書が、今後の各自治体や社会教育施設における地震対策等の検討、いざという時の対応の一つの参考資料になれば、幸いに存じます。

平成17年3月

社会教育施設防災研究会

代表 山田 道夫（元・兵庫県教育委員会社会教育・文化財課長）

目 次

発刊に寄せて	1
はじめに	2
I 日常の安全（事前の備え）	
1 防災計画・防災体制	6
2 防災訓練・避難誘導計画の作成	10
3 施設・設備の耐震性等の向上	14
4 防災物品の整備と生活物資の備蓄	16
5 避難用の場所の確保	18
6 職員の連絡体制の整備（安否確認・招集方法）	20
7 通信体制の確立（代替手段）	22
8 関係施設・団体、関連部局との連携体制	24
9 安全点検のチェックリストの作成	26
II 地震発生時における対応	
1 地震発生中	28
2 揺れがおさまった直後	30
III 事業再開に向けての取組み	
1 震災後の取組み	32
2 事業再開に当たって	34
3 震災対応事業と震災代替事業	36
IV 避難所としての役割	
1 地域防災計画での位置付け	38
2 避難所の運営	40
V 震災に関連する諸問題	
1 震災対応の記録作成	44
2 検証と改善	46
3 職員の危機管理能力の向上と防災学習	48
4 社会教育施設の災害復旧事業	50
(参考資料)	
1 阪神・淡路大震災の被害の概要	63
2 社会教育施設の被害と対応	64
3 「阪神・淡路大震災からの復興と社会教育の果たす役割」	71
4 参考文献・関連資料	72

本書の構成と利用上の留意点

1 本書は、阪神・淡路大震災における社会教育施設の被害、その後の取組みを参考にして執筆している。

このため、各節の基本的な構成は、大地震が発生した際に予想される被害・混乱の状況やそれに伴う課題・問題点などを「予想される状況」としてまず掲げ、次いで、それに対する「対策」を記述することとした。

2 また、本書では、社会教育施設のうち、主として公立の博物館、図書館、公民館の取組みをベースとしているが、施設の種類によって、施設・設備の状況や開館時間、入館者の年齢層などが大きく異なる。このため、共通的な事項に加え、各節の最後に、博物館、図書館、公民館の別に、「各施設の特色から特に留意すべき事項」を付記した。

なお、これら以外の社会教育施設（例えば、青少年教育施設、女性教育施設、文化会館など）については、本書を参考としつつ、それぞれの施設の特徴を踏まえて、適切に対応する必要がある。

3 さらに、個々の施設は、固有の特性（例えば、自然条件、立地条件、社会環境、施設規模、中央館か分館かなど）があるので、本書も一つの参考としつつ、職員が、自らの施設の状況に合った独自のマニュアルを作成することが望まれる。

本書作成に関わった人々

(執筆・編集)

社会教育施設防災研究会

山田 道夫（文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課長、

元兵庫県教育委員会社会教育・文化財課長）

本玉 元（武庫川女子大学助教授、

元兵庫県教育委員会社会教育・文化財課副課長）

中野 直行（前兵庫県立加古川東高等学校校長、

元兵庫県教育委員会社会教育・文化財課副課長）

足立 宣孝（兵庫県立氷上高等学校教頭、

元兵庫県教育委員会社会教育・文化財課社会教育主事）

櫃本 誠一（大手前大学教授、元兵庫県立歴史博物館館長補佐）

山田 弘（兵庫県教育委員会福利厚生課長、元兵庫県立図書館館長補佐）

横田 義昭（三木市立自由が丘中学校長、

元兵庫県立嬉野台生涯教育センター振興課指導主事）

(指導・助言)

新堀 通也（武庫川女子大学教育研究所長、元兵庫県社会教育委員）

小西 孝彦（元朝日新聞社社友、元兵庫県社会教育委員）

安原 一樹（兵庫教育大学助教授）

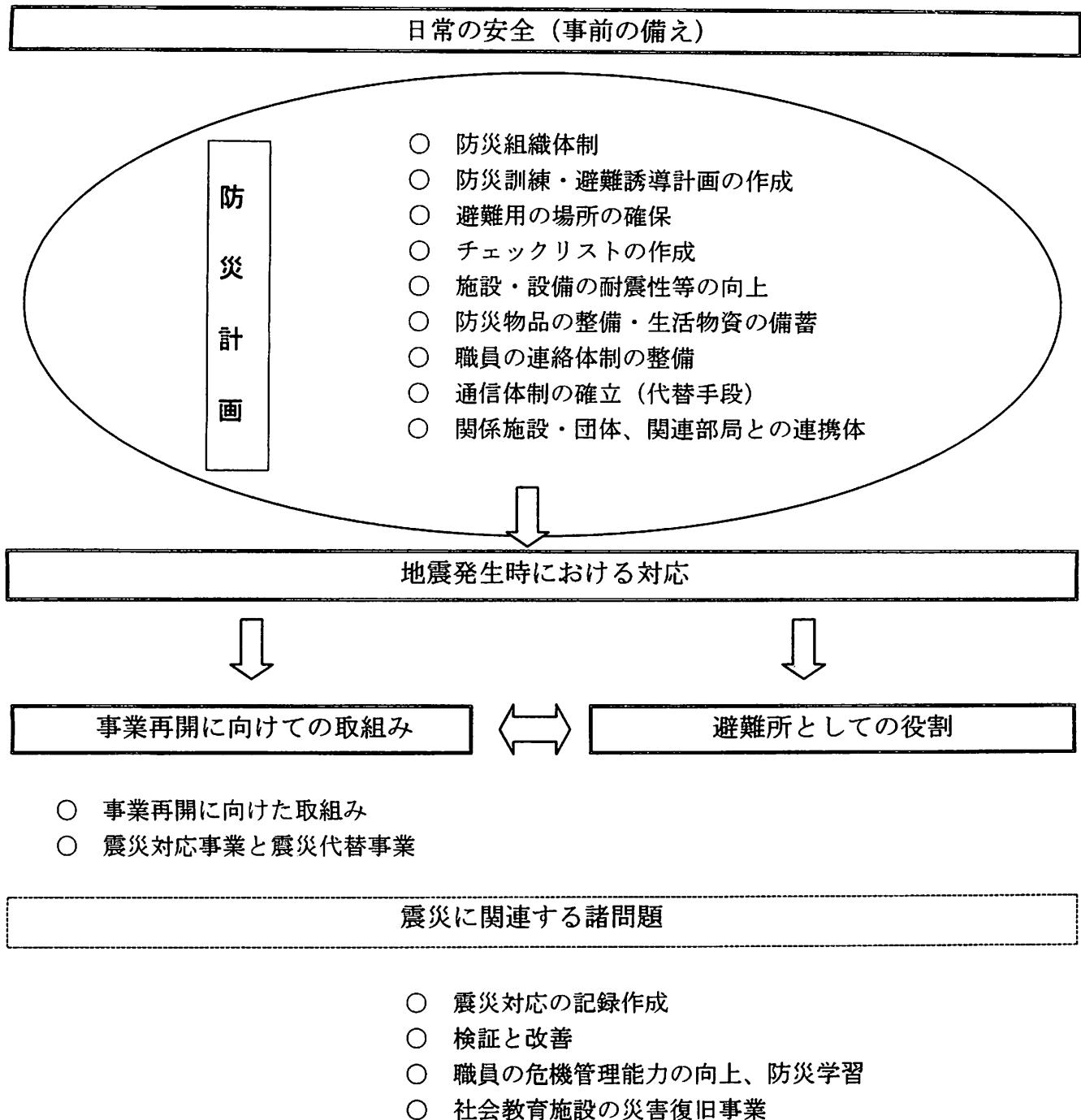
ほか

※ 資料・写真提供 文部科学省、兵庫県内関係教育委員会等

－阪神・淡路大震災から学ぶ社会教育施設－

地震対応マニュアル作成のために

全体概念図



I 日常の安全(事前の備え)

1 防災計画・防災体制

(ポイント) 平素からの備えが特に重要であり、防災計画の策定と防災体制の整備を行う。

<予想される状況>

- 1 消防法により、消防計画の策定が義務付けられており、各施設とも、計画の策定とそれに基づく訓練等は行っていると考えられるが、大規模地震を想定した防災計画は不備な場合が多く、震災に直面した場合は、的確な対応ができずに、混乱を生じる可能性がある。
緊急事態に際し、個々人の判断による臨機の対応には限度があり、組織だった対応をするためには、予め綿密な計画、必要な物資の備蓄、平素の訓練が必要である。
- 2 各施設が被災したり避難所となった場合、施設自体に防災物品・生活物資の備蓄がなく、救援活動が本格化するまで、当面の水、食料、医薬品等の確保ができない。
- 3 社会教育施設は構造上耐震性が高いのが一般的であるが、建築後の年数、地盤等の関係もあり、万全とは言い難いものが少なくない。大規模地震にも耐えられるよう、建物・書架・ロッカー等備品類の耐震性の強化及び安全点検を定期的に実施することが必要である。
- 4 平素の社会教育活動の中に、ボランティア・グループの協働と、ボランティア・メンバーの訓練が大切であり、防災計画にその役割を組み込み、協力を得ておくことが必要である。
- 5 危機管理に際し、情報の収集は重要な問題であるが、阪神・淡路大震災では、電話回線の不通により情報手段が途絶されるという事態が起こった。代替の通信手段の確保や関係機関等との連携体制づくりが重要な課題である。



野島断層



野島断層記念館

<対 策>

- 緊急事態発生時に適切な対応を行うためには、平素より、必要な準備を整えておくことが大切であり、特に防災計画の策定は最重要事項の一つである。
計画に盛り込むべき事項は、概ね以下のとおり。

1 防災計画の作成

各施設における防災組織、職員の分担、火元等管理責任者の確定と行動マニュアルの作成。
その際、職員に嘱託・非常勤がいる場合、業務委託をしている場合は、責任（役割）の明確化に留意する必要がある。

なお、まずは来館者・職員の生命・安全確保、次いで文化財・図書等の館蔵品の安全確保というように、優先すべき課題の明確化を行うことが適当である。

2 防災体制の充実に向けて配慮すべき事項

- (1) 平常時：職員の安全意識の高揚、施設・設備の日常点検、緊急時対応業務の内容、避難・救護訓練、救援活動等の在り方の検討とその組織の確立、ボランティア・グループとの協働とメンバーの訓練
- (2) 災害時：職員の招集体制、初動体制、中長期体制、避難所の運営体制、事業再開体制

3 避難誘導計画の作成

災害時における来館者等の安全確保のための職員行動マニュアルの作成

4 防災訓練の計画・実施

5 施設・設備の管理及び点検・整備（耐震性の強化を含む）

- (1) 管理面：施設の耐震性の強化、書架・展示ケース・ロッカー等備品類の転落・転倒防止装置の装着、避難口等の表示
- (2) 点検面：チェックリストによる定期点検、日常点検の実施と不備事項の改善・整備

6 防災物品の整備及び生活物資の備蓄管理

7 来館者の避難用の場所及び避難経路の確保

8 職員の連絡体制の整備（安否確認、招集方法等）

9 通信体制の確立（電話回線以外の通信手段の確保と機器の操作の習熟）

10 教育委員会、関係機関・団体等との連絡体制の確立

(参考) 各施設の特色から特に留意すべき事項

(1) 博物館

- ① 正規職員以外の監視員や案内・展示解説員等を配置する施設では、これら職員は、来館者に直接接する機会が多いため、勤務時間中の防災訓練にも配慮が必要である。
- ② 地震による緊急時の収蔵品の搬出には、エレベータの使用が不可能となることが多く、そのための対応の検討が必要である。

(2) 図書館

- ① 利用者が児童から高齢者まで様々な年齢層にわたっており、細かい配慮を必要としている。特に、児童サービスを実施している図書館の場合は、幼児・児童が来館者の大半を占めることがあることから、把握方法・避難誘導・保護者への引渡しの方策等に工夫が必要である。
- ② 図書館は、利用が無料であり、しかも出入りが自由であることから、地震発生時に、館内の利用状況、残留者の状況の把握が困難であり、特に配慮が必要である。

(3) 公民館

- ① 地域住民の生涯学習・コミュニティ形成の窓口ともいるべき施設であり、常に地域の団体・サークルが活動している。緊急時には、その機能を生かした救援・救護活動が期待されており、そうした視点にも立った震災対応の在り方の検討が望まれる。
- ② 和室・調理室・シャワーや入浴施設・宿泊設備のほか、印刷機器・放送機器・福祉機器等を備えているところも多いことから、こうした機能を生かした諸活動の検討が期待される。

防災組織（例）

本 部	災 害 時	平 常 時	
指揮統括 地震情報収集 情報分析 連絡調整 対応策の検討 館内通報	避 難 誘 導 班 (班長) (班員)	来館者の避難誘導 来館者の安否確認 館内残留者の確認 要救助者の救出 二次災害に備える	避難経路、避難場所、 防災・避難用具の管理確認
	応 急 防 災 班 (班長) (班員)	火元の消火確認 火災発生時には初期消火 活動 重要書類の搬出	消火器・防災用具の管理・点 検 使用方法の熟知 非常持出リスト作成 非常持出の表示
	救 護 班 (班長) (班員)	緊急医薬品の搬出 救護所の設置 負傷者の応急手当 消防署・医療機関連絡	救急用具・医薬品の点検・ 確認

地震防災職員分担表（例）

平成 年 月 日
市立 公民館

役割名	職員名	職 名	交代員	役割分担
総括責任者		館 長		
火元責任者 (1階) (2階)				
避難誘導係				
連絡係				
救護班				

※ 避難所に指定されている場合は、避難所支援班（係）を置く。

あらゆる緊急事態発生時には、何をおいても、人の安全を守ることが最優先する。これを忘れてはならないし、同時に博物館、図書館、公民館での展示の基本や道順、経路、配置が、人に対して最も親切な方法をとることが防災の基本である。

防災は、設備や建物ではなく、そこに常勤する人の心にある。また、安全や救急の知識や技術をもつことが、その心を強くする。防災のみならず、今後、高齢社会になったとき、これらの知識や技術が日常的に役立つこととなる。

防災は、周囲の地域や住民とともにあってこそ、各施設の最善の安全が保たれる。だから、地域の人びとが協働して防災計画が最良のものとなる。特に、日常、ボランティアの協力と理解を得ておくことが大切である。

小西 孝彦氏（元朝日新聞社社友）からのコメント

2 防災訓練・避難誘導計画の作成

(ポイント) 職員の災害対応能力を高めるため、マニュアル作成と計画的な訓練を実施する。

<予想される状況>

- 1 災害発生時の防災組織体制の確立だけでなく、まずどのような行動をとるべきか、また、時間の経過とともに、何をなすべきか、予め詳細にマニュアル化しておかないと、臨機の対応は難しい。

阪神・淡路大震災時の社会教育施設の対応についての調査では、一番最初に到着した人のとった行動は、大部分が片付けであった。震災対応のマニュアルがなかったため、偶然最初に到着した人にできることは限られていた。
- 2 計画作成に当たっては、施設の被害の程度のほか、道路及び周辺地域の被害状況、情報・交通手段の途絶など、できるだけ具体的な被害状況を想定し、その中の有効な対応を検討する必要がある。
- 3 施設が海辺や埋立地等地盤が軟弱な土地であったり、崖の上下に所在する場合、津波、液状化、浸水、崖崩れなどの危険がある。また、工業地帯や木造住宅の密集地帯に所在する場合は、爆発や大火の危険性もあり、地震後の二次災害への対応も必要である。
- 4 開館中の地震の場合、児童から高齢者まで、障害者や外国人などあらゆる人々の利用が考えられ、避難誘導が円滑に進まず、困難が予想される。
- 5 避難所の指定を受けている場合はもちろんのこと、地域住民が避難し、被災のため帰宅できずに館内にとどまることもあり得る。事実上の避難所になった場合も考慮し、行動マニュアルの検討が必要である。
- 6 消防法に定められた定期的訓練だけではなく、大規模地震にも対応できる防災計画、避難誘導計画を作成するとともに、職員個々に周知徹底させるよう、具体的に地震を想定した訓練を計画して隨時実施することが必要である。
- 7 机上の計画だけではなく、実際に行動に移し、初動体制や情報収集の在り方、防災計画・行動マニュアルをより現実的なものに修正していくことが必要である。
- 8 緊急放送設備・火災報知機・通信機器等の防災機器類が作動するか、誤作動はないかなどの検証のためにも、職員の機器操作についての訓練の実施とともに、こうした機器操作を日常業務の中にも組み入れていく工夫も必要である。

<対 策>

- 職員の災害対応能力の向上を図るため、災害発生時に職員がとるべき行動を時系列に整理したマニュアルの作成が必要である。
- 地域と連携した防災学習、避難訓練等の成果・課題も取り入れた防災訓練計画の策定を行う。
- 平素より、様々な場面設定のもとでの訓練を計画的に実施し、その結果を評価・検証し、行動マニュアルの改善に努めるとともに、緊急時における関係機関のとるべき行動等について周知徹底を図る必要がある。

1 防災訓練計画の作成

(1) 基本的な考え方

- ① 「地域防災計画」を基本に、対策内容を具体的かつ詳細に示す。
- ② 地震と風水害等で明らかに対応が異なる部分については、明確に書き分ける。
- ③ 災害発生から1週間程度、とりわけ初動期の対応に重点をおく。
- ④ 事務の優先順位とそれに要する時間を考慮するなど、要員が計画どおり確保できない事態が発生しても、対応に支障が生じることがないよう留意する。

(2) 主な内容

- ① 災害発生時の行動指針
- ② 動員・配備（配備体制の基準、動員計画表・幹部連絡ルート・館内連絡ルート）
- ③ 組織と事務分掌
- ④ 災害応急対策の流れ（初動期、1日以内、3日以内、1週間以内、それ以降に分けて、それぞれが行うべき役割を明確にする。）
- ⑤ 災害応急対策の内容
- ⑥ 関係資料（関係機関の電話番号表、メールアドレス、職員名簿、緊急報告様式等）

(3) 作成の際の留意事項

- ① 施設の特性の理解（都市規模、施設規模、地域特性、住民の密度等）
- ② 利用状況に応じた多様な想定（利用者数、性・年齢構成等、利用時間帯）
- ③ 簡便性（複雑すぎない、要点が押さえられている、職員の共通理解が容易）
- ④ 非常時の連絡網による職員への連絡については、不在の場合は飛ばして次の職員へ連絡、その所属長に通報、不在者には所属長から連絡するなどのルールの確立
- ⑤ 消火・救出救護・避難誘導・非常持ち出し備品等の搬出・炊き出し訓練等を、単独・ローテーション、総合実施
- ⑥ 身障者、高齢者等への介助、幼児・児童や外国人を想定した避難訓練も適宜組み込む
- ⑦ 市町村の地域防災計画に沿って年間数回の実施を検討
- ⑧ 所轄消防署・市町村の防災所管課の防災計画と連携させて内容を検討
- ⑨ 職員を救護・消火・情報収集・誘導等の班に編成し、それぞれの具体的行動マニュアルを作成（非常勤、嘱託、派遣、業務委託等の場合は、留意が必要）
- ⑩ 防災とボランティアの日（1月17日）や防災の日（9月1日）、あるいはその前後に訓練日を設定

2 避難訓練・誘導計画の作成

(1) 避難訓練の主な内容

- ① 地震情報の収集・確認、伝達
- ② 余震に備え、館から館外の避難場所に誘導
- ③ 施設内に取り残された人、負傷者の救護と安全な場所への避難
- ④ 火元責任者の施設の安全確認と電気やガスの元栓の閉鎖

- ⑤ 正しい地震情報の来館者への提供
- ⑥ 被災者の避難所としての受入れ

(2) 訓練の際の条件設定

- ① 停電・機器破損により緊急放送不能
- ② 電話の不通により情報途絶
- ③ 崩れや浸水、建物倒壊で施設が使用不能
- ④ 地震により火災発生
- ⑤ 施設の被害が大きく、予定避難経路が使用不能

(3) 地震の発生時間の条件設定

- ① 全員出勤時
- ② 職員の半数出勤時
- ③ 閉館時（夜間、休館日等）

地震対応マニュアル①（公民館の例）

地震発生時の体制	初期における行動項目	必要な資材・機材	備考
職員全員勤務の場合	<ul style="list-style-type: none"> ①火元責任者は、施設の安全確認のうえ、ガス元栓を締め、火元の消火確認をする ②その他の職員は、余震に備え、来館者を館の前庭等に避難誘導する ③職員で館内に取り残されているけが人の有無を調べ、安全な場所に避難させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員地震防災役割分担表 ・館内避難誘導経路図 ・火元点検箇所一覧表 ・携帯ラジオ ・軍手 ・ヘルメット ・ハンドマイク 	
職員半数勤務の場合	<ul style="list-style-type: none"> ①職員は分担し、施設の安全確認のうえ、ガスの元栓を締め、火元の消火確認をする ②館長は、館内放送又はハンドマイクで、使用責任者に対し、前庭等へ利用者の誘導を指示する ③職員で館内に取り残されているけが人の有無を調べ、安全な場所に避難させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員地震防災役割分担表 ・館内避難誘導経路図 ・職員利用者避難誘導指示放送原稿（外国語を含む） ・火元点検箇所一覧表 ・携帯ラジオ ・軍手 ・ヘルメット ・ハンドマイク 	
管理人単独の場合	<ul style="list-style-type: none"> ①管理人は、ハンドマイクで各使用責任者に可能な範囲で避難誘導を指示する ②管理人は、ガス元栓を締め、火元の消火確認に努める ③管理人は、けが人のいる場合、周囲に協力を求め、安全な場所に避難させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員利用者避難誘導指示放送原稿（外国語を含む） ・火元点検箇所一覧表 ・携帯ラジオ ・軍手 ・ヘルメット ・ハンドマイク 	
休館日で職員不在の場合	<ul style="list-style-type: none"> ①館長は、地域の避難場所として提供を求められた場合は、状況を判断の上で可否を決める ②職員は館に集まり、役割分担を遂行する 		

(参考) 各施設の特色から特に留意すべき事項

(1) 博物館

- ① 展示品・収蔵品の貴重な文化財の非常搬出等の基準、優先順位、方法等を予め検討する。
- ② エレベータが使えない場合の人手による搬出方法も工夫する。

(2) 図書館

- ① 貴重図書等の非常搬出の基準、方法等を予め検討する。

地震対応マニュアル② (公民館の例)

地震発生時の体制	第2段階の行動項目	必要な資材・機材	備考
職員全員勤務の場合	①けが人の応急手当を行う ②安全を確認し、再度、館内に取り残されている人がいないかどうか確認する ③状況を判断し、来館者を帰宅させる ④正しい地震情報を利用者に提供する	• 医薬品 • 担架 • 簡易ベッド • 毛布 • 携帯無線機 • 携帯ラジオ • 避難用ロープ	
職員半数勤務の場合	①けが人の手当てを行う ②安全を確認し、再度、館内に取り残されている人がいないかどうか確認する ③状況を判断し、来館者を帰宅させる ④正しい地震情報を来館者に提供する	• 医薬品 • 担架 • 簡易ベッド • 毛布 • 携帯無線機 • 携帯ラジオ • 避難用ロープ	
管理人単独の場合	①管理人は、周囲の協力を求め、けが人の応急手当を行う ②集まった職員により、安全を確認し、再度、館内に取り残されている人がいないか確認する ③状況を確認し、来館者を帰宅させる ④正しい地震情報を利用者に提供する	• 医薬品 • 担架 • 簡易ベッド • 毛布 • 携帯無線機 • 携帯ラジオ • 避難用ロープ	
休館日で職員不在の場合	①避難住民が館に集まり、避難施設として利用可能な場合は、利用を許可する（不可の場合は立入禁止） ②館長は、館内の防災資材や施設を活用し、住民の災害防止に努める	• 防災資機材リスト • 携帯無線機 • 携帯ラジオ • 医薬品	

3 施設・設備の耐震性等の向上

(ポイント) 被害を最小にするため、施設・設備の耐震性・耐火性を強化する。

<予想される状況>

1 阪神・淡路大震災による施設の被害

- (1) 今回の大震災では、昭和56年の耐震基準改正以前の建物が顕著な被害を受けており、死者の8割強がこれらの建物の倒壊による圧死であった。
- (2) 耐震基準を満たしている建物であっても、軟弱地盤等に建つものには、少なからず被害が見られた。

2 社会教育施設・設備の被害状況

- (1) コンクリート内外壁・柱の亀裂、レンガ、タイル等の剥落
- (2) 出入口の扉等が歪み、開閉が困難。戸・窓・ガラス製壁や間仕切りのガラス破損。通路に亀裂・段差発生
- (3) 天井、壁（防煙垂れ壁）、照明器具、煙探知機、空調ダクト（噴出し部）、掛け時計額等の落下、破損
- (4) スプリンクラー破損と漏水、ガス管・水道管の破損・漏水、受水槽破損による漏水給水停止
- (5) エレベータの故障・停止
- (6) 建物周囲の道路の陥没・隆起、駐車場門扉の開閉不能、屋外ガス管破裂、電話・電気埋設管の断裂・断線、ブロック塀や国旗掲揚柱・オブジェ等の破損
- (7) 事務室では、非常用放送設備の転倒・破損等で機能停止、ロッカー・書架等の転倒散乱、コンピュータ端末機の落下・破損、什器類の落下と破損、電話の故障
- (8) 図書館の閲覧室では、書架転倒・破損と図書落下・散乱、カードケース・コンピュータの落下・破損
書庫では、書架転倒・破損、図書落下・散乱と通路の遮断、漏水による図書の冠水
- (9) 博物館では、展示作品の転倒・破損、収蔵庫の書架等の転倒・破損、収蔵品の落下破損、展示ケースの移動とガラスケースの破損、展示品の転落・破損
- (10) 視聴覚室では、テレビ・ビデオ等機材が転倒・落下、配線の切断
- (11) コンピュータ室では、端末の転落・破損、バックデータの消滅

○ 阪神・淡路大震災による社会教育施設の被害（兵庫県内・市町立）

	(被害の有無)		(被害ありの内訳)		
	あり	なし	全壊	半壊	一部
博物館	11	3	0	1	10
図書館	25	2	1	1	23
公民館	107	35	1	1	105
その他	10	4	1	0	9
合 計	153	44	3	3	147

(資料)「社会教育と阪神・淡路大震災」記録調査事業より

＜対 策＞

- 建物・設備の耐震性、耐火性の強化を図る。特に昭和56年の「耐震基準」改正前の建物については、早急に構造診断を行う必要がある。

- 1 構造物や電気・ガス・水道等の随時点検（設備関係は耐用年数が短いので、維持管理に注意）、受水槽の衛生維持管理
- 2 停電時の放送手段の確保（ハンドマイク、メガホン、号笛等）、電話回線途絶に際して、携帯電話・PHS、無線機、インターネット等の通信手段の確保と操作技術の習熟・日常使用の工夫
- 3 避難場所・避難経路確保のため、設備・備品の設置方法の工夫
- 4 ロッカー等備品の移動・転倒防止策の実施（床付け、突っ張り、金具固定）
- 5 テレビ・ビデオ・コンピュータ機器等の転落防止策の実施
- 6 ガラス窓・扉・ガラス壁・陳列ケース等の破損・飛散防止策の実施（飛散防止フィルムの張り付け等）
- 7 カーテン・壁紙の不燃化、間仕切りガラスのプラスチック化
- 8 防煙垂れガラス・書架サイン・照明器具の固定の強化、時計・額等の取り付けの工夫
- 9 地下室を備えた施設にあっては、液状化による浸水対応として、揚水ポンプが必要
- 10 緊急時に必要な防災物品の一覧表の作成と物品の確保、保管場所を定めて定期的な点検の実施、必要最小限の物品については、分散保管の工夫も検討

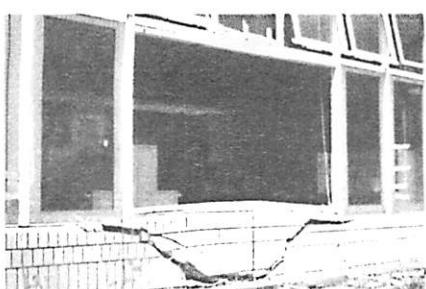
（参考）各施設の特色から特に留意すべき事項

（1）博物館

- ① 文化財の免震に配慮した展示方法の工夫、施設の免震設計の導入
- ② 安定性のある展示ケースの設計、高さ調節機能の見直し、壁・床への固定
- ③ 燻蒸（くんじょう）用薬品・ボンベの保管法の工夫
- ④ 重要品のレプリカ展示等の工夫
- ⑤ 木箱による保管など収蔵庫内での安全性の強化

（2）図書館

- ① 書架の転倒・図書の落下防止策の実施
- ② 書庫の耐震構造強化



芦屋市立図書館

4 防災物品の整備と生活物資の備蓄

(ポイント) 防災計画上の位置付け等に応じ、防災物品・生活物資の整備・備蓄を行う。

<予想される状況>

- 1 館が被災した場合、館内に閉じ込められたり、負傷する来館者もあり、直ちに救援・救護・避難等の作業を必要としており、そのために必要な最低限度の防災用具の整備は必須である。
- 2 災害時には、長期間にわたって、ライフライン（電気・ガス・水道）の停止が予測され、それに対応した措置の検討が必要である。
- 3 職員の宿直、来館者の退避、住民の避難などが生じた場合、食料・水・その他の生活物資の確保が必要である。
- 4 水洗トイレの場合、水が確保できなければ使用不可能になり、その対応策が必要である。
- 5 震災当初は、救援物資等の満足な配給が期待できない可能性があるため、避難所の指定の有無にかかわらず、当面3日分程度の生活物資等の備蓄について検討が必要である。



兵庫県立近代美術館



県立図書館開架書架

<対策>

- 都道府県、市町村の防災計画上の位置付けにより、整備目標には差があるが、前もって協議の上、計画的な整備が必要である。

1 緊急対応を考慮し、必要物資の保管場所を定め、定期点検及び分散配備を行う。

2 整備が望ましい防災物品

(1) 防災物品

生活用水、携帯ラジオ、無線機（トランシーバー）、携帯電話・PHS、ハンドマイク、メガホン、号笛、軍手、バール、ヤットコ、つるはし、ドライバー、スコップ、ハンマー、ヘルメット、旗、ロープ、自転車・単車、消火器、懐中電灯、乾電池、腕章、灯油、ストーブ

(2) 救急用品

救急医薬品（傷薬、脱脂綿、ガーゼ、包帯、傷テープ）、常備薬（風邪薬、胃腸薬、頭痛薬）、担架、簡易ベッド、毛布等

(3) その他

緊急連絡表（各種行動マニュアル、配備計画、関係機関への連絡表）

3 備蓄が望ましい生活物資

(1) 生活用品

携帯ラジオ、軍手、懐中電灯、ポリタンク、缶切、箸、ライター・マッチ、ビニール袋、乾電池、ウェットティッシュ、筆記用具（メモ用紙、ボールペン、油性ペン）、ガムテープ、トイレットペーパー、バケツ、灯油、ストーブ、簡易ガスコンロ、ガスボンベ、防虫剤

(2) 食料等

飲料水、非常食（乾パン、チョコレート、缶詰、レトルト食品、ドライフーズ等）

(3) 救急用品等

常備薬、生理用品、毛布、紙おむつ、ダンボール箱

4 避難所指定を受けている場合、備蓄が望ましい生活物資

(1) 食料

乾パン、缶詰、レトルト食品、アルファ化米、粉ミルク、ミネラルウォーター

(2) 生活必需品

毛布、紙おむつ（幼児用、成人用）、生理用品、トイレットペーパー、肌着・バスタオル（乳児用）、仮設トイレ、断熱用敷物

(3) 給水等資材

紙コップ、紙食器、哺乳瓶、ろ過器

(4) 電気機材

発電機、コードリール、投光機（三脚含む）、ラジオ、強力ライト、ガソリン缶

(5) 医薬品等

医薬品、医療セット、担架、救出・救助用具

5 避難用の場所の確保

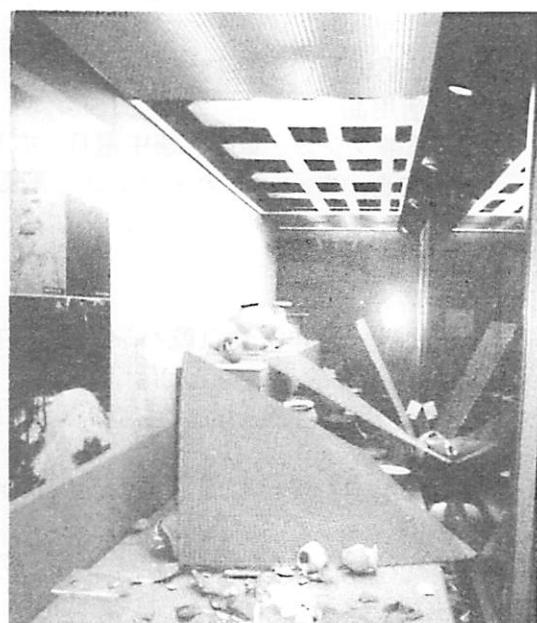
(ポイント) 館外に安全な避難場所を複数用意し、掲示する。

<予想される状況>

- 1 施設が被災した場合、施設内は足の踏み場もないほど備品等が落下・散乱しており、余震の状況によってはさらに被害が拡大することもあり得るので、施設外にまず避難することが必要である。このため、予め安全な避難場所を定め、とっさの誘導が可能となるよう配慮が必要である。
- 2 避難用の場所の選定については、立地環境によっては、その場所までの移動時間や被災状況により、そこまで行けない場合もあり、複数の場所の選定が必要である。



兵庫県立近代美術館ピロティー



神戸市立博物館展示室



兵庫県立近代美術館展示室

＜対 策＞

○ 一般に、博物館や図書館等は、倒壊の危険性の少ない施設ではあるが、地震による施設の倒壊・備品の落下・破損等による危険が考えられ、館外に避難場所を求めることが望ましい。

- 1 館外の安全地域を複数決定し（二次災害の危険性に注意）、避難場所の掲示を行う。
 - (1) 駐車場等広い場所が望ましいが、そこにたどり着くまでの途中の危険性の少ない場所であること（建物の外壁の剥落、窓ガラスの破損・落下等に留意）。
 - (2) 夜間照明のない場所は危険である。また、照明があっても停電の可能性もあり、見通しのよい場所が望ましい（地割れ、陥没、隆起、建物の倒壊による通路妨害等に留意）。
 - (3) 樹木や彫像、国旗掲揚柱・ブロック塀、崖崩れなどの危険性のない場所
- 2 避難場所が常に利用できるよう、また、避難場所への通路の確保が常に行われているか、平素からチェックを行う。
- 3 館周辺の地域防災計画に基づく避難場所や近隣の避難可能な場所について情報収集を行い、その活用策についても予め検討しておくこと。

1月19日 (水) 19 January (Wednesday)	10:00 I	神戸国際会議場 International Conference Center Kobe	メインホール Main Hall
-------------------------------------	------------	---	---------------------

タイトル　阪神・淡路大震災10周年教育復興の集い

Title 10th Anniversary's Meeting for Reconstruction of Education from the Great Hanshin-Awaji Earthquake

講演者等 素川富司(文部科学省スポーツ青少年局長)／堀内正美(特定非営利活動法人 阪神・淡路大震災「1.17希望の灯り」代表)
後藤大輝(県立盲学校高等部)／県立長田高等学校音楽部／平田幸廣(兵庫県教育委員長)／武田政義(兵庫県教育長)

概要

阪神・淡路大震災から10年目を迎え、10年間の防災教育の取組を総括し、その成果や今後の課題を広く県内外に発信する。

Summary

Commemorating the 10th anniversary of the Great Hanshin-Awaji Earthquake, this meeting will sum up efforts on disaster prevention education and disseminate its results and the future challenges within and outside the prefecture.

兵庫県教育委員会

Hyogo Prefectural Government Board of Education

所在地 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL : 078-362-9441 FAX : 078-362-4283 E-mail : shinichirou_kitagawa@pref.hyogo.jp

国連防災世界会議 パブリックフォーラム

6 職員の連絡体制の整備（安否確認・招集方法）

(ポイント) 災害の規模・施設の状況に応じた連絡体制・配備体制を整備し、周知する。

<予想される状況>

- 1 職員の安否確認及び招集の指示に当たって、震災により電話が不通になったり、ほとんどつながらないという状況が生じる。公衆電話は比較的つながりやすいが、程度問題にすぎない。
阪神・淡路大震災の際、被災地の安否確認の電話が全国から殺到し、3～4日間は、電話はほとんど役に立たなかった。
なお、ここ数年で携帯電話・PHSが急速に普及したが、電話会社の受発信制限により、携帯電話等は特につながりにくくなると予想される。
- 2 阪神・淡路大震災では、職員自身が被災したり、交通途絶のため出勤が不可能となりで、全員が出勤できたのが1週間後というケースもあった。
その間、出勤している職員は、応急復旧作業の推進と同時に、連絡のとれない職員の安否確認にも当たることとなるが、一方で、出勤できない職員の側も、職場の情報が全く入らず、不安な状況に置かれていた。
- 3 職員の通勤方法・時間、自宅の被災の有無・程度、近所の被災状況、職場・職務に対する意識の程度や職場の状況の情報などにより、出勤状況に大きな差が見られる。特に、災害時に何をするのか行動マニュアルのない状況では、職員の意識や職場の状況の情報が、出勤等について大きく左右する。

地震後 地震前	1時間以内	1時間30分以内	2時間以内	2時間30分以内	3時間以内	3時間30分以内	4時間以内	4時間以上	計
1時間以内	13	18	40	22	19	8	6	—	126
1時間30分以内	—	1	20	16	18	21	10	2	88
2時間以内	—	—	2	1	7	4	10	4	28
2時間30分以内	—	—	—	—	1	—	—	—	1
計	13	19	62	39	45	33	26	6	243

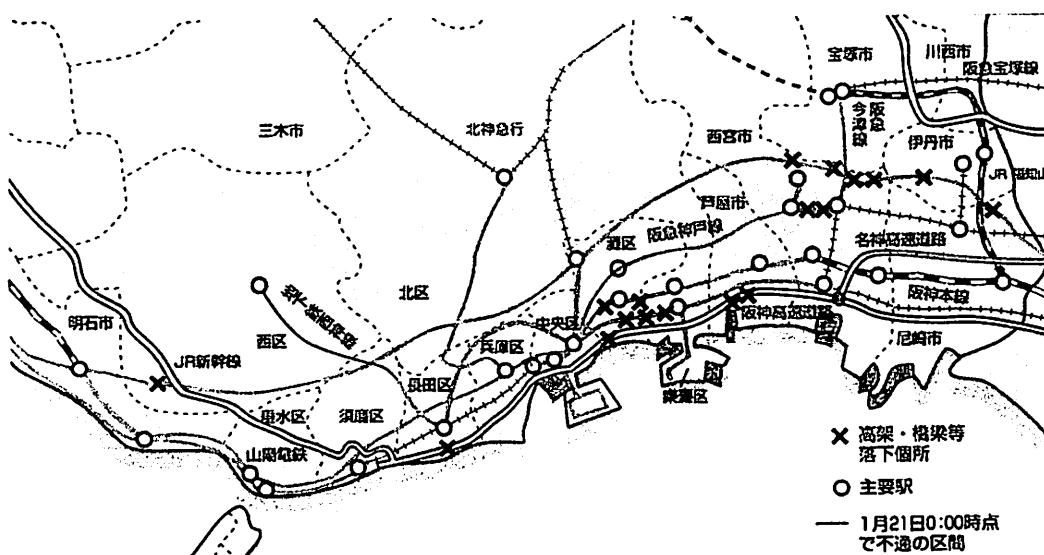
職員の通勤時間



後片付け（兵庫県教育委員会事務局）

<対 策>

- 勤務時間外の災害発生時において、スムーズに職員の安否確認・招集を行うためには、災害の規模・程度に応じた具体的な招集・配備の在り方を整備しておく必要がある。特に、職員の通勤範囲の広い職場にあっては、初動体制の在り方について慎重に検討の上、整備を進めることが大切である。
- 1 動員・配備体制の基準を予め段階的に設定し（例えば、震度5強以上の場合は直ちに集合するなど）、招集連絡がなくともテレビ等で情報を得たら直ちに行動するよう定めておく（通信手段の混乱の予想される状況下では有効）。
 - 2 職員の住所、通勤所要時間（交通手段別：鉄道・バス・自家用車・自転車など）別に初動期の動員体制を編成する。
また、想定される大地震の場所別に、職場からみて震源地と反対の方向から出勤する者を中心に組むなどの工夫も必要である。
 - 3 職場の緊急連絡網については、所属課・係別のほか、職員の自宅を中心とした地域別等の複数の連絡体制を作るなど工夫すること。
 - 4 電話回線の不通を想定して、携帯電話・PHS、無線機、インターネットなどの利用による通信手段を検討し、こうした機器の操作技術の習熟を図るとともに、日常業務の中にも取り入れていくなど日常化を図る。
 - 5 災害発生時を勤務時間内・外に分け、職員の行動マニュアルを作成する。
 - 6 交通途絶の場合、最寄りの出先機関・事務所等への出勤についても検討する。
 - 7 自宅周辺が被災の場合、館に連絡・了承の上、地域の自主防災組織活動に参加することも可能となるよう検討する。
 - 8 震災当初、出勤途上に見聞した各地の被害状況等について、施設に連絡・報告する。



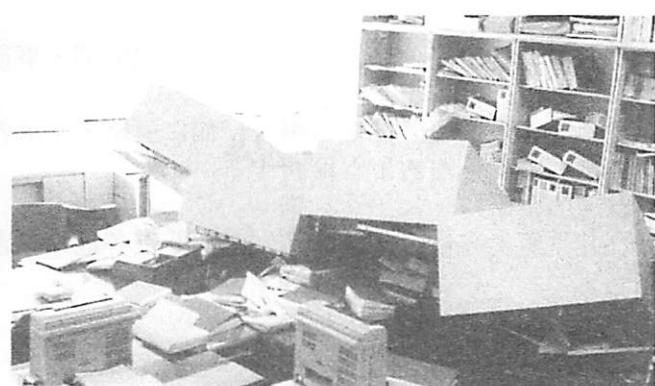
交通網の被害状況

7 連絡体制の確立（代替手段）

（ポイント）正確・迅速な情報が特に重要。また、電話回線以外の連絡手段も用意する。

<予想される状況>

- 1 災害発生時には、電話が不通になったり、被災地の安否確認の電話が殺到し、ほとんどつながらない状況が生じる。
- 2 公衆電話が優先回線になっていることから、比較的つながりやすいが、職場や近隣に設置されている数はわずかで、奪い合いのような状況となった。
阪神・淡路大震災では、パソコン通信、無線機、衛星通信等が稼動していたにもかかわらず、その便利さを認識できず、また、操作ができないことから、全く使われなかつた職場がほとんどであった。
- 3 通信手段だけでなく、いつ、どこへ、どのような情報を送り、どのような情報が必要なのか、非常時の情報収集・連絡体制が確立されていないと、行政としての的確な対応ができない。
- 4 時間の経過について、必要とする情報の内容が変化する。



事務室内（通信機器が使えない状況）

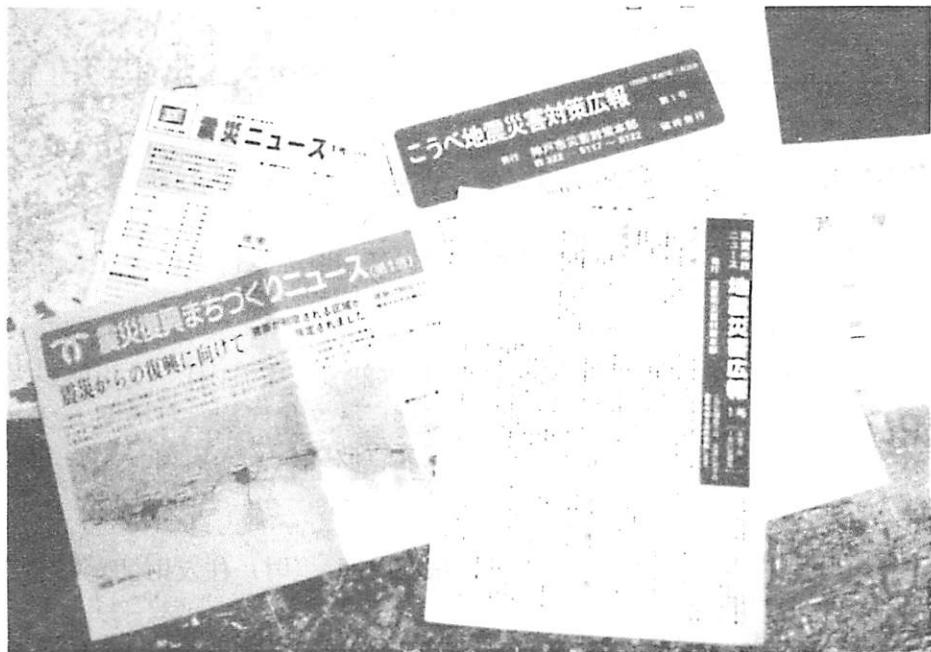


フェニックス防災システム

人と防災未来センター

<対 策>

- 災害時の救援・救護、復旧に当たっては、情報収集・指示が的確・円滑になされることが最も重要である。特に、災害発生直後は、いかに早く情報を集め、初動体制を築くかが重要なポイントとなる。
 - それぞれの施設が避難所や救助隊・ボランティア活動の拠点となることも考えられ、平素から電話途絶を想定した代替の通信体制の整備（情報の収集・発信ルートの複線化）が望まれる。
- 1 電話は、回線使用オーバーとなるとつながらない場合が多いので、優先回線の公衆電話の活用も考える。
 - 2 電話回線の不通に備え、携帯電話・PHS、無線機（トランシーバーを含む）、インターネット、自治体の衛星通信等の活用ができるよう、機器操作の習熟に努めるとともに、日常業務の中に積極的に取り入れていくなど、多様な手段による通信体制の確立に努める。
 - 3 被災による休館、再開等の連絡は、マスメディアの活用が非常に効果的であり、平素から連携した取組みを進めていくことが大切である。
 - 4 震災直後の諸連絡は、通信手段の途絶の状況下で行われ、直接現地へ出向くことも考えられるが、その際、単車・自転車の利用は有効であり、これらの配備についても検討の必要がある。
 - 5 通信途絶の場合、予め情報の中継地点を複数決めておき、そこから本庁等へ連絡・指示が受けられるようにするなどの工夫も必要である。



震災ニュース等マチコミ紙

8 関係施設・団体、関連部局との連携体制

(ポイント) 平素から、関係施設・団体、近隣機関等との連携・連絡体制を築いておく。

<予想される状況>

- 1 被災地にあっては、行政組織全体が臨時の防災体制に入って、被災住民の救護・救援活動に動員されることもあり、施設そのものの復旧活動が後回しになることがある。
阪神・淡路大震災では、複数の市町で実際にそうした体制に入っている。
- 2 阪神・淡路大震災では、施設独自での対応能力を超えた被害が発生したにもかかわらず、近くの関連施設・医療機関・団体との連絡体制がほとんどなく、しかも、消防署の能力をはるかに超えた火災が各地で同時に発生している。さらに、被災者が美術館や図書館に避難するなど、予想すらできない状況が起こった。
- 3 震災により、収蔵品等貴重な文化財・図書が冠水したり、雨に濡れたり、あるいは混乱の中で紛失したり、破損を大きくしたりすることもあり、できるだけ早い復旧措置を必要としている。
復旧に当たっては、ボランティアの活動はとても有効であるが、専門的技術者を必要とする分野については、平時からの文化財・図書等のレスキュー体制の確立が望まれる。

(参考1) 文化財レスキュー事業（阪神・淡路大震災被災文化財等救援事業）

- | | | |
|--------|--|--|
| 1 目 的 | 県内の社寺、個人の住宅及び博物館・美術館・資料館等の被災に伴う文化財等の廃棄・散逸を防止する | |
| 2 実施主体 | 兵庫県教育委員会
阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会（文化庁、文化庁施設等機関、文化財・美術関係機関で組織） | |
| 3 実施期間 | 平成7年2月17日～4月27日 | |
| 4 実施体制 | 事務局（東京）、現地本部（兵庫県内）、文化財レスキュー隊
参加人員 文化庁・文化庁施設等機関 216名
地元行政職員 68名
学会等 91名
ボランティア 127名 | |
| 5 費用負担 | (財)文化財保護振興財団、(財)住友財団からの寄付、学会の募金、文化庁予算 | |
| 6 成 果 | 救援依頼 37件、うちレスキュー実施 16件 | |

<対 策>

○ 震災直後は、通信手段の混乱・情報途絶等もあり、その時点で新たに関係団体、部局等を越えた連携関係を作っていくことが困難であることから、予め相互連携体制を作つておくことが必要である。

- 1 国・ブロック・都道府県・地域等の広域エリアの関連施設の間で、非常災害救援協定等の締結について研究する。また、都道府県内にあっては、博物館協会・図書館協会・公民館連合会などそれぞれの協会組織の中で、非常時の救援・協力体制について検討し、整備を進める。
- 2 地域防災計画等に基づいて、消防署・医療機関等との間で、非常時の対応等の在り方について検討を行うとともに、近隣の公共施設等の間で協議を行い、それぞれの役割に基づいた協力・連絡体制を確立する。
- 3 各施設の友の会、施設ボランティア、登録団体等との間で、非常時の災害救援、施設の復旧活動等への協力体制について研究協議を行う。

(参考) 各施設の特色から特に留意すべき事項

(1) 博物館 、(2) 図書館

- ① 各施設の収蔵品、地域の文化財・図書等の破損・汚泥・冠水・紛失等を防ぐため、関係協会・学会等の協力を得て、専門家による災害ボランティアの組織化やレスキュー活動を推進する。また、こうした組織の平時での活動の在り方に関する研究や日常化・地域化を目指した取組みが望まれる。
- なお、未指定の古文書類などの散逸を防ぐには、例えば市町村史編纂など各種調査の連携により、保管状況が把握され、台帳等が作成されていると、レスキュー等の際に有効である。

(参考2) 図書レスキュー事業

- | | |
|--------|--|
| 1 目 的 | 阪神・淡路大震災に伴う家屋倒壊等により貴重な図書、文献資料等が廃棄、散逸することを防止するとともに、被災した図書等の有効利用を促進し、広く県民の利用に供する |
| 2 実施主体 | 兵庫県教育委員会
県立図書館 明治以降の貴重な図書等（郷土資料、専門書等）
県立歴史博物館 明治以前の歴史的文献 |
| 3 実施期間 | 平成7年4月1日～5月20日 |
| 4 費用負担 | 引き取りに必要な費用は兵庫県が負担 |
| 5 成 果 | 問い合わせ 44件、引き取り 33件、
引き取り冊数 14, 135冊
県立図書館蔵書との重複分は、市町立図書館等の協力用図書として活用 |

9 安全点検のチェックリストの作成

(ポイント) 具体的な安全点検チェックリストを作成し、職員全員で点検を実施する。

<予想される状況>

- 各施設の関係者の間で、施設・設備が地震発生時にどのような被害（移動・転倒・落下、破損、倒壊）を受けるかについての認識に乏しく、そのための対策が十分になされていなかったことが被害を大きくした。
- 阪神・淡路大震災当時の安全点検項目は、消防法に基づき、火災を主に想定したものであつたため、地震災害に対して十分な効果をあげられなかつた。



嬉野台生涯教育センター心のケア事業



水くみはなにをやるより大変だ
加藤太志

安全点検チェックリスト（例）

点 檢 項 目	結果(不良箇所)	月 日	担当者
防災用品の保管			
懐中電灯			
携帯ラジオ			
救急箱			
軍手			
ヘルメット			
ハンドマイク			
緊急放送機器の作動			
避難誘導指示放送原稿			
事務機器、ロッカー等の転倒、 落下防止装置			
職員役割分担表の保管・掲示			
避難誘導分担表			
火元責任者一覧表			
火元点検箇所一覧表			
館内避難誘導経路図			
避難経路となる廊下、階段等に 障害物がないこと			
防火・防災設備（防火扉、消火器、 消火ホース等）の整備			

<対 策>

- これまでの火災中心の考え方から脱し、災害の種別に応じた安全項目を設定するなど、総合的な視点からの点検要領の策定が必要である。
- 点検結果については、直ちに対策を検討し、改善を図るなど、安全性の確保を優先させること。
- 安全点検チェックリストは、できるだけ具体的な内容とし、定期的にチェックを行う。また、その意義・重要性、項目、点検結果等について、職員への周知を図り、全員で取り組む安全活動を目指すことが望まれる。

1 安全点検のチェックリストの項目

- (1) 防災物品・生活物資の所定場所への所定量の配置の確認
- (2) 緊急放送の作動、避難誘導の際の放送原稿の確認
- (3) 停電等の際の避難誘導のためのハンドマイク、トランシーバー、懐中電灯等の作動の確認、メガホン・号笛等の配置の確認
- (4) 職員の役割分担表、行動マニュアルの掲示・保管
- (5) 壁面・天井取り付け機器の落下の危険の有無の確認
- (6) ロッカー、事務機器、書架、テレビ・ビデオ、コンピュータ機器等備品の転倒・落下防止装置の装着の確認
- (7) 窓・扉等の開閉、ガラスケース等の損傷確認
- (8) 防火扉、消火器等防火設備の作動確認
- (9) 電気・水道・ガス設備の維持管理（電気器具・コンセントの破損、受水槽の清掃・点検、蛇口・配管、漏水、ガス器具・ガス管・元栓の故障等）
- (10) 避難経路図の各室毎の表示の確認（外国语による表示を含む）
- (11) 避難経路の妨害物の有無の確認
- (12) 塀・国旗掲揚柱等の倒壊の危険確認
- (13) 周囲の地形の変化（崖崩れ・地割れ・陥没隆起）、井戸水の水位の異常等の確認

(参考) 各施設の特色から特に留意すべき事項

(1) 博物館

- ① 耐震を考えた収蔵品の管理及び展示の仕方について、専門家の指導を受ける。
- ② 薬品、ガス・ハロン等ボンベの転倒防止。

(2) 図書館

- ① コンピュータ処理した図書の貸出・返却事務等のデータが震災による機器の破損で消滅したケースがあり、バックデータの確保・分散保存の方法について工夫する。

II 地震発生時における対応

1 地震発生中

(ポイント) まずは、来館者と職員の安全確保。そして、火やガスなどの始末をする。

<予想される状況>

- 1 書架・展示ケース等が激しく転倒したり、位置が大きくズレたりする。同時に、ほとんどの図書や展示品が落下したり、飛んでいたりする。
- 2 テレビやビデオが倒れたり、台から飛び出して落下したりする。
- 3 天井・壁、照明器具、防煙垂れ壁や案内表示板、空調ダクトの金具が飛び出し、落下する。
- 4 扉、窓や間仕切りガラスが破損し、飛散する。大きな破片は、時には数メートルも飛んでいく。
- 5 事務用ロッカーが激しく転倒し、ロッカーの扉が壊れて収納物が飛び出すなど、足の踏み場もなくなる。また、事務机、椅子、展示ケース等が床を大きく移動したり、掛け時計、額縁、花瓶等が落下する。
- 6 パソコン等事務機器が転倒したり、飛び出したりする。
- 7 スプリンクラーが誤作動して放水を開始し、部屋中が水浸しになる。
- 8 地下室では、液状化により浸水が始まり、水没したりする。
- 9 別棟の建物をエキスパンションで連結している場合、エキスパンションが外れて落下し、足元に空間ができる、極めて危険な状態になる。
- 10 エレベータが停止して中に閉じ込められたり、綱索が切断され、最下位部まで落下する。
- 11 建物の窓側は、破損したガラスや剥離した壁が落下・散乱し、さらに余震で残部の落下が続いたりする。
- 12 各部屋の壁、床や通路に亀裂が入り、陥没・隆起が起こる。
- 13 震度7では、立っていることができず、床に叩きつけられる。
- 14 地鳴りや激しい揺れに、来館者のうち児童や高齢者等が、不安や恐怖に襲われ、パニック状態になる。外に飛び出そうとしたり、逆に動けなくなったりするなど、バラバラの行動をして、統制がとれなくなる。
- 15 給湯室等のガスコンロが破損して、ガス漏れを起こし、部屋の石油ストーブや電気暖房具の転倒等による火災が発生する。
- 16 空調用燃料タンクの破損による引火、燻蒸（くんじょう）用ボンベの転倒・破損によるガス漏れ事故が発生する。

<対 策>

1 来館者の安全確保

- (1) 書架の間、壁・窓・ロッカー等から離れ、広い場所に集まって身を低くするよう、大声で指示をする。
- (2) 机の下に身を隠したり、本・座布団等で頭部の保護をするよう指示する。
- (3) 落ち着いて行動するよう、声かけを続行する。
- (4) 児童、高齢者や障害者、外国人等には、特に配慮が必要である。

2 火気・ガスの処置等の即時対応

- (1) 直ちに使用中の火気を消す。
- (2) ガスボンベの元栓を閉栓する。
- (3) 漏電による火災発生防止のため、電気器具のコンセントを抜く。
- (4) 漏れた灯油等は、素早く拭き取るか、雑巾・タオル・座布団等をかけ、引火を防止する。

(参考) 地震発生以後の対応

地震の発生



安全確保・避難誘導



施設の災害対策本部の設置（職員の招集）

被害状況調査（職員、来館者、施設等）



教育委員会等への被害状況等の報告・協議



事業再開に向けた取組み（応急復旧等）



避難所としての対応



市町村の災害対策本部との協議



避難所の解消

2 摆がおさまった直後

(ポイント) 安全を確保しながら、来館者を避難場所に誘導。そして、関係機関に報告する。

<予想される状況>

- 1 天井材、壁材、照明器具等の落下物が散乱するとともに、書架やロッカーが転倒し、避難経路をさまたげている。
- 2 書架間では、おびただしい数の図書が落下し、通路をふさいでいる。
- 3 エレベータが故障して動かない。
- 4 出入り口の扉が歪み、開閉が困難となる。
- 5 道路・廊下・壁面等に亀裂や段差が生じている。
- 6 防火扉が閉まったり、スプリンクラーが作動して不安感や恐怖感を助長する。
- 7 来館者や職員に、落下物等による負傷者や書架・展示ケース・ロッカー・備品に挟まれたり、下敷きになる者がある。
- 8 恐怖から動けなくなったり、誘導を待たずにお口に殺到したりする。避難誘導の指示が正確に伝わらない場合もある。
- 9 余震等落下物の危険性が依然続き、しかも、二次災害が発生するおそれがある。



スプリンクラーの作動による水びたしの書庫

<対 策>

- 火気を消し、ガス・燐蒸（くんじょう）用ポンベ等の元栓を閉める。漏電防止のため、電気器具のコンセントを抜く。
- ラジオ・テレビ、市町村の防災組織等により情報を得る。
- 来館者の安全確保に万全を期しつつ、避難誘導を行う。
 - 1 施設の被災状況の概況確認と避難場所の特定（予め決めていた場所への避難の可否の確認と決定）を行う。
 - 2 来館者の安全確保と避難誘導
 - (1) 身の回りの安全確認
 - ① 転倒、落下の危険のある物から来館者を遠ざけ、周囲の安全確保を図るとともに、負傷者の有無と状況の確認を行う。
 - (2) 館内放送による避難誘導の開始
 - ① 施設の防災本部から館内放送で、「来館者は職員の指示に従い、慌てずに行動する」よう呼びかけるとともに、「職員は、それぞれ所定の活動を開始する」よう指示を行う。外国人の利用がある施設では、外国語による放送も行うほか、聴覚障害者に配慮し、身振り・手振り等による呼びかけも行う。
 - ② 放送設備が使えない場合は、ハンドマイク等を使用する。
 - ③ 本部の指示が伝わらず、しかも差し迫った危険性の感じられる場合には、職員自らの判断で避難を開始する。
 - (3) 避難経路の確認・誘導
 - ① 職員が協力して、避難場所・経路の安全を確認し、危険の少ない方向から避難場所への誘導を開始する。エレベータは使用せず、落下物に十分注意する。
 - ② 児童から高齢者まであらゆる年齢層の人々がいるので、運動能力等に差があることに配慮して誘導する。障害者、外国人などには特別の配慮が必要である。
 - ③ 車椅子の使用等介助を必要とする来館者については、近くの来館者等の協力を得て、まず安全な場所に待機させ、職員により順次、避難場所に避難させる。
 - ④ 施設内に取り残された人がいないか、各部屋、トイレ等についても確認する。
 - (4) 負傷者の救助
 - ① 転倒したロッカー・備品等の下敷きになるなど動けない人の救出に当たる。必要であれば、来館者にも応援を頼む。
 - ② 負傷者は、救急処置後、担架等により避難場所に搬送する。重傷で動かせない時は、救急隊（消防署、医療機関、臨時救護本部等）に連絡し、到着まで付添う。
 - (5) 家族への連絡・引渡し
 - ① 自力での帰宅が困難な負傷者や障害者・児童等については、家族に安否を連絡し、引き渡す。家族等が引き取りに来るまで付き添う。
 - 3 関係機関への緊急報告と連絡体制の確立
 - (1) 教育委員会所管課等に被害状況、職員・来館者の安否、職員の出勤状況等を緊急報告するとともに、連絡体制を確立する。また、地域の被災状況等について情報収集し、今後の対応等について検討する。
 - (2) 必要な防災資材や生活物資等のリストを作成し、対策本部等担当部門に物資の供給依頼を行う。
 - (3) 災害救援協定等が締結されている場合は、被災状況により、関係機関と協議の上、救援活動を依頼する。
 - 4 二次災害の防止
 - (1) 危険箇所の確認を行うとともに、火災・ガス漏れなどの危険を伴う場合は、消防署、ガス会社等に連絡するとともに、避難者を直ちに二次避難所等に避難させる。
 - (2) 施設・設備等の被害状況について、職員が分担して調査を開始する。
 - (3) 展示品、収蔵品、蔵書等が、冠水、破損、焼失、紛失等二次災害を受ける可能性がある場合、非常搬出により安全な場所に保管する。

III 事業再開に向けての取組み

1 震災後の取組み

(ポイント) 施設・設備を点検し、危険を除去する。また、資料等の保護、応急復旧を行う。

<予想される状況>

1 施設内

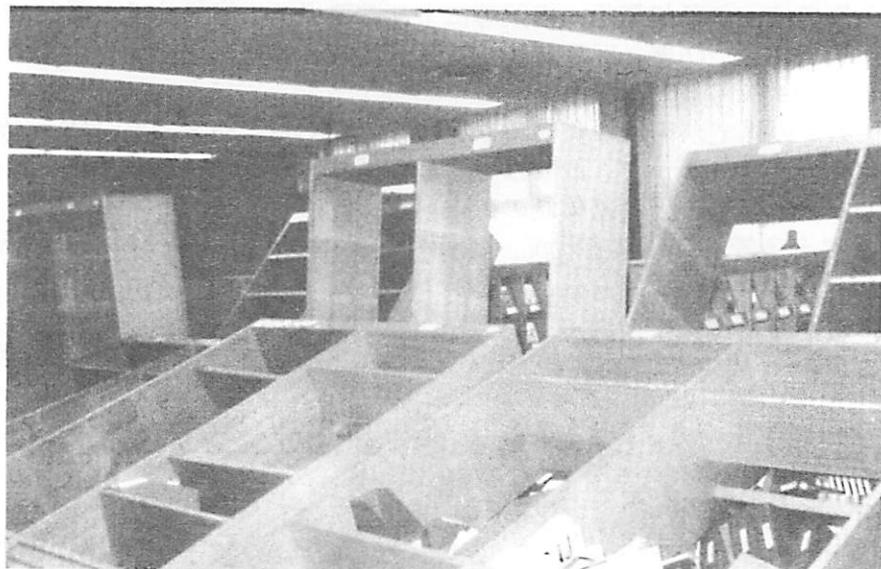
- (1) 天井材・壁材・照明器具の落下、ガラス窓・壁の破損、ロッカー等備品の倒壊、書類・図書等の落下・散乱などが生じている。
- (2) ストーブの転倒などにより、火災が発生している場合もある。
- (3) スプリンクラーや水道管の誤作動・破裂で、室内が水浸しになっている。
- (4) ライフラインの復旧に長期の日数を要する。
- (5) 水の確保が十分でない場合、水洗トイレの使用ができなくなる。

2 施設外

- (1) 外壁のタイルや壁・窓ガラス等の落下、ブロック塀・屋外彫刻・国旗掲揚柱等の倒壊、駐車場や通路の地割れ・陥没・隆起、水道管・ガス管の破裂による水の噴出、ガス漏れなどを起こしている。

3 休館等の措置

- (1) 展示物、収蔵品、図書等の整理、施設・設備の復旧に相当の日数を要するほか、避難所になつたり、災害対策本部への応援業務の従事等により、長期間の休館や事業停止措置をとらざるを得ない。



転倒した書架

<対 策>

1 施設・設備等の点検及び本格復旧に備えての取組み

- (1) 建物内外の目視による点検を実施し、崩落等の危険な箇所の確認をする。
- (2) 電気・水道・ガス設備について、通っているか、漏れていないか確認をする。
- (3) 電話・ファックス・インターネットなど通信手段の作動の確認を行う。
- (4) 受水槽の残水は、断水の際の貴重な飲料水となるので、直ちに給水栓を閉じ、計画的に使用する。
- (5) ガスについては、ガス会社の点検があるまで、元栓を閉鎖する。
- (6) 本格復旧に備え、被災箇所の写真を撮影し、図面に記録しておく。

2 危険の除去

- (1) 火災・ガス漏れについては、直ちに消防署・ガス会社に通報する。
- (2) 施設の内外の危険な箇所への立ち入り禁止の措置（ロープを張り巡らしたり、旗の表示等を行う）をとる。
- (3) 可能な範囲で、ガラス、落下物など危険物の除去を行う。

3 資料等の保護

- (1) 液状化による書庫・収蔵庫の浸水に備え、資料の移動を行う。特に搬出基準、優先順位等を予め決めておく。
- (2) 落下した図書・書類、事務機器、コンピュータ機器、テレビ・ビデオなどの雨・露等による冠水を避けるための措置をとる。

4 応急復旧措置

- (1) 施設・設備の点検の結果、漏電や崩落等の危険な箇所があれば、関係業者などに連絡し、応急措置をとるよう要請する。

5 備品、書類等の確認・簡易復旧

- (1) 転倒・倒壊した備品類のうち、当面すぐに必要な事務机等を元の位置に戻す。
- (2) 電話連絡簿、メールアドレス、行動マニュアル、重要書類等必要最低限度のものを探し出す。

6 関係施設等への連絡

- (1) 施設の被害状況、休館の必要性の有無、事業中止状況、付近の被害状況等について、教育委員会及び災害対策本部等へ、電話・FAX・インターネット・口頭等で報告を行う。
- (2) 県内にある関係団体（博物館協会・図書館協会・公民館連合会等）に被災状況、休館や事業の中止状況について報告するとともに、救援の必要性の有無についても説明する。
- (3) マスメディアとの連携協力により、休館・事業の中止等の措置等についての連絡を行い、関係者や利用者への周知徹底を図る。

2 事業再開に当たって

(ポイント) 早期の事業再開に向けて、施設面・事業面・避難所運営面の配慮を行う。

<予想される状況>

- 1 施設が大きな被害を受けていて、一部又は全部が使用不可能な状態にある。
- 2 ライフラインの復旧に相当な時間がかかる。(長い場合、3か月以上)
- 3 被災地の交通事情(交通機関・道路等)の極度の悪化により、来館が困難になる。
- 4 職員が被災していて出勤できない。
- 5 災害対策本部、避難所等へ職員が動員され、人手不足の状態が続く。
- 6 講師や出演者が被災していて、講演等の事業が実施できない。
- 7 被災者の感情に配慮して、賑やかな行事を自粛するなどの対応がとられる。
- 8 施設が避難所になり、事業実施や業務再開が制限されたり、不可能となったりする。
- 9 交通事情の悪化により、移動図書館等の活動が不可能となる。
- 10 復旧・復興に多額の経費を要し、しかも自治体の税収減により、事業予算の見直し、事業規模の縮小・休止の事態になる。

(参考) 各施設の特色から特に留意すべき事項

(1) 博物館

- ① 被災者を慰め、勇気付けるための震災対応事業として、館蔵品の展示等の企画を行うことも考慮して、平素から過去に使用した展示パネル・ラベルを保存しておくなどの工夫をする。

(2) 図書館

- ① 開架室・書庫が使用可能な場合は、優先して整頓し、開館に備える。
- ② 落下図書の配架、整頓作業は、図書が膨大な数量であることから、人手、労力を必要としており、他館への応援要請も検討する。
- ③ 阪神・淡路大震災時には、図書館所蔵の住宅地図等の閲覧やコピーを求める声が多かったこともあり、こうした面での配慮も検討する必要がある。

(3) 公民館

- ① 実施可能な事業、被災住民のニーズに対応した事業等の実施を考慮し、優先順位を検討する。
- ② 地域住民のコミュニケーションを図る立場から、被災住民のための支援活動の拠点施設としても機能できるような積極的な対応が望まれる。

＜対 策＞

1 事業再開に向けての施設面での配慮事項

- (1) 建物の「応急危険度判定」を受診し、使用の可否を確認する。
 - ① 全館使用禁止の場合は、復旧工事を優先し、他の施設を借用しての事業実施についても検討する。
 - ② 使用禁止が建物の一部の場合、使用可能な部屋を使ったり、比較的被害の少ない施設等を優先補修して活用するなど、施設・設備の転用による事業の一部再開について検討する。
- (2) ライフラインの一部が未復旧であっても、差し支えのない範囲での再開を検討する。

2 事業再開に向けての事業内容面での配慮事項

- (1) 施設・地域の被災状況等を総合的に検討し、再開可能日を設定する。
- (2) 使用可能な施設・設備を考慮し、事業の優先順位を検討する。
- (3) 館への交通事情など、参加者の来館の可否について検討する。
- (4) 館の被害状況が大きい場合、他の施設の借用による事業実施も検討する。

3 事業実施に当たっての配慮事項

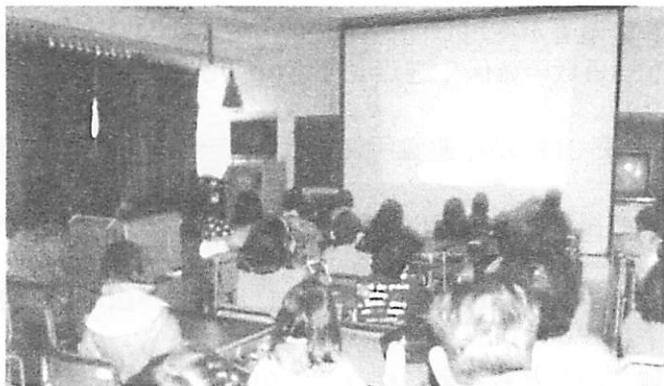
- (1) 震災後の経費削減策として、未実施事業等を中止せざるを得ない場合は、再度予算の見直しを行い、事業の優先順位を検討して弾力的対応を行う。また、中止事業に代わる代替事業についても検討する。
- (2) 事業実施に伴う要員確保については、職員自身の被災状況、救援出動等を考慮し、現有的職員で弾力的に分担し、対応する。
- (3) 交通・周辺整備・衛生など、環境がどの程度復旧しているか考慮に入れて、事業再開の時期を判断する。
- (4) 施設が避難所となっている場合は、避難者が使用し、物理的に利用できない部屋だけでなく、避難所の運営・管理に必要な要員数の確保や避難者の感情にも配慮し、再開の可否を検討する。
なお、事業再開の時期を避難所解消まで待つか、避難所と並行して一部再開を図るか、慎重に判断する。
- (5) 状況により、開館時間を短縮し、その後の状況の変化に段階的に対応するなどの工夫をする。
- (6) 事業の再開に当たっては、関係機関、マスコミ等と連携を密にし、再開が広く周知されるよう工夫する。
- (7) 複合施設の場合、単独での再開は難しいことも考えられることから、平素から相互に意思疎通を図り、それぞれの施設の特質、使命、震災後に期待される役割、具体的な対応策等について意見交換を行うなど、緊急時の対応について理解を得ておくよう努める。
- (8) 施設ボランティア、友の会等の理解・協力も得る。

3 震災対応事業と震災代替事業

(ポイント) 心の潤いなどを求める被災者に応えて、積極的に事業を企画・実施する。

<予想される状況>

- 1 震災時には、多くの家屋が倒壊したり、復旧不可能として取り壊さざるを得ない状況となったり、貴重な文化財や図書・文献、美術品などが破損・冠水などの被害を受け、しかも混乱の中で散逸する恐れがある。
- 2 阪神・淡路大震災時には、入試シーズンであったこともあり、多くの学生・生徒が、自宅等の倒壊により学習の場を奪われ、深刻な事態となった。
- 3 被災者は、被災当初は、無我夢中で、生きること、生活することで精一杯で、他のことまで意識が向かないが、少し落ち着きを取り戻すと、避難所生活の中にあっても、精神的な潤いを求めるようになっている。
- 4 阪神・淡路大震災時には、各地の団体・グループ等により、避難所便り、尋ね人のビラや掲示、ボランティア通信、体験記や記録集など、様々な資料が作成されたが、市販された図書以外は散乱しやすく、保存されにくかった。



映画鑑賞・たこつくり・演奏会・出前文庫

<対 策>

- 多くのボランティア・グループ等が、被災地に駆けつけ、支援・救援活動を展開している中にあって、社会教育施設としての立場から、積極的に被災者支援のための事業企画が求められる。

1 阪神・淡路大震災の際に各施設の特色を生かして実施された事業

(1) 博物館

- ① 文化財レスキュー事業
- ② 移動美術館の開催
- ③ 絵はがきの避難所等への無料配布
- ④ 阪神・淡路大震災を考察し、地震のメカニズムを考える企画展の開催

(2) 図書館

- ① 図書レスキューの実施
- ② 「フェニックス・ライブラリー」、「震災文庫」等の開設（震災資料の収集・保管・展示・閲覧、資料集の作成・配布）
- ③ 被災受験生のための自習コーナーの設置
- ④ 避難所への図書の配本
- ⑤ ミニシアター、紙芝居、お話会等の開催
- ⑥ 特別貸出の実施（近隣の市町の館が、被災地の図書館に代わり貸出を実施）
- ⑦ 避難所、仮設住宅近くに震災文庫を開設
- ⑧ 被災した利用者のために、貸出図書の返却及び弁償を免除
- ⑨ 被災した利用者のために、貸出券の即時再発行と住所確認証明の提示の猶予

(3) 公民館

- ① ボランティア希望者のための入門講座の開設
- ② 被災児童・生徒・学生のための学習室の提供、ボランティア団体のための施設・機材の提供、被災学校のための教室としての場を提供
- ③ 震災後のこころのケア、健康講座、地震講座、震災後のまちづくり講座、防災講座等の実施
- ④ 震災関連資料・図書等の収集・展示、写真展の開催、震災情報コーナーの設置、避難所への図書の配本、移動図書館の開設、収蔵品の展示
- ⑤ 震災後の各種相談の実施
- ⑥ 防災教育やボランティア活動についての基礎調査や振興方策についての研究



文化財レスキュー事業

IV 避難所としての役割

1 地域防災計画での位置付け

(ポイント) 地域防災計画の位置付けを問わず、避難所等の役割を求められる場合が多い。

<予想される状況>

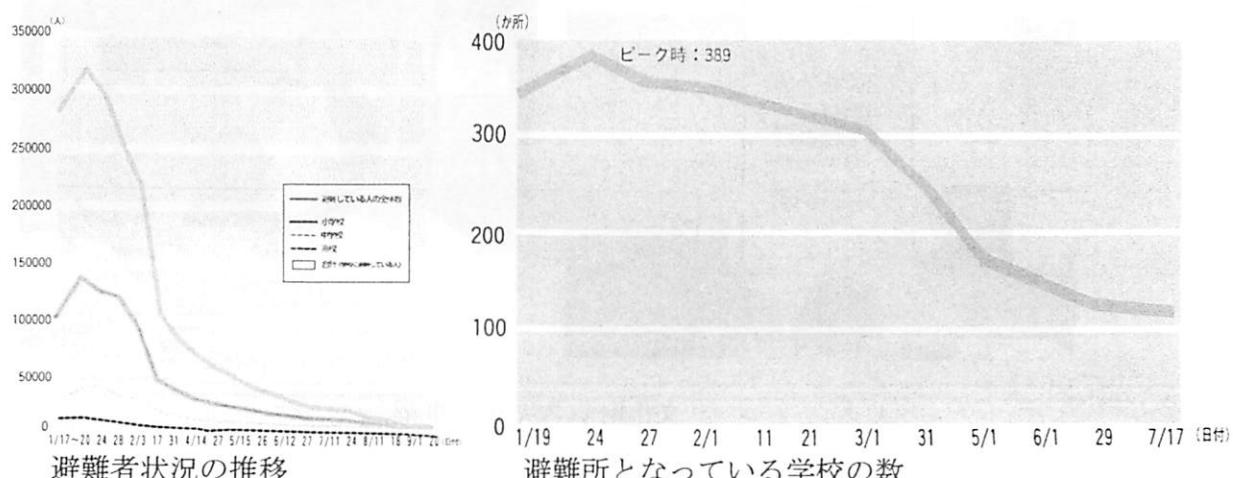
- 1 公民館をはじめ、社会教育施設の多くは、地域活動の拠点として住民が利用する施設であり、災害時における避難所等としての機能を果たすことが期待されている。
このため、地域防災計画上、避難所に指定されるケースが少なくない。
- 2 阪神・淡路大震災時には、地域防災計画では避難所としての位置付けがなされていなかったが、被災住民が避難してきて、結果的に避難所となったケースや、行政や館長の判断で、追加的に避難所とされたケースがある。
- 3 複合施設の場合、いずれかの施設が避難所となると、他の施設も事実上避難所となる。
- 4 被災者は、自宅が倒壊し、余震の恐怖から身を守るため、とにかく身近にある安全な鉄筋の公共施設ということで、避難所指定の有無を考える間もなく、避難してくる。

○ 阪神・淡路大震災時の社会教育施設への避難者（兵庫県内・市町立）

	(避難住民の有無)		(避難住民数)	
	あり	なし	当初	ピーク
公民館	59	83	4,621人	8,593人
図書館	6	21	794人	794人
博物館	1	13	10人	195人
その他	3	11	0人	14人
合 計	69	128	5,425人	9,596人

このほか、県立社会教育施設に約1,100人

(資料) 「社会教育と阪神・淡路大震災」記録調査事業より



<対 策>

- 社会教育施設は、地域活動の拠点として、住民が日頃から利用する施設であり、公民館などには宿泊機能や畳敷きの研修室を備えている、室内で火が使える場合もあることから、災害時における避難所、救援物資の保管・配給拠点、ボランティアの活動拠点、情報提供のためのセンターなどとしての機能を果たすことが求められている。

(参考) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について (抄)
昭和40年5月11日 厚生事務次官通知 第162号より

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア 「避難所」は災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものであること。

イ 「避難所」は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、(以下略)



避難所



救援物資の分別

2 避難所の運営

(ポイント) 自主組織・ボランティアとの協働により、避難所運営の円滑化を図る。

<予想される状況>

- 1 社会教育施設の多くが避難所となつたが、生活物資や防災物品の備蓄・整備が不十分で、外部からの支援に頼らざるを得なかつた。
- 2 阪神・淡路大震災において、職員の対応がまちまちで的確な措置がとれなかつたこともあり、非常の際の職員の対応について、研修の必要を感じた。
- 3 ライフラインが全て途絶した中での避難所運営は、極めて困難な状況を呈し、ボランティアの支援活動を必要とした。
- 4 震災当初は、食料・水を含む救援物資の確保が難しく、量も十分ではなかつた。
- 5 災害発生の時間帯や規模等によっては、災害対策担当職員はもちろんのこと、館の職員の招集さえ困難な状況であった。
- 6 避難が長期化した場合、学校は、授業再開の必要があり、公民館、体育館等の社会教育施設等に避難所が集約されることがある。



ボランティアによる炊き出し

<対 策>

- 避難所としての事前の指定の有無にかかわらず、施設の特性や被災者の状況に即して、適切な避難所の運営に努めるとともに、事業再開の準備を進める。

1 避難所の運営

- (1) 行政の対策本部派遣者の調整のもと、町内会や自治会の組織からなる、各地域単位の自主防災組織やボランティア組織の協力を得るなどして、避難所の運営システムの確立を図る。
- (2) 避難所の中の各部屋の運営は、自主活動をベースに、自治会・婦人会・老人クラブ・PTA等の役員の協力を得て、自治組織を編成し、各部屋及び館全体の運営の在り方について、全員に周知を図る。
- (3) 避難所としての館の管理及び運営については、職員のローテーションによる勤務体制の確立と早期の災害対策本部への管理移行の促進、他部局からの応援やボランティアの協力体制を促進させる。
- (4) 館の事業再開と避難所業務を並行する場合、避難所業務には原則として正規職員を充てる。
- (5) 避難者の受け入れに当たっては、氏名、年齢、性別、住所、同行者、健康状態等を記した名簿をコンピュータに入力するなどして、その把握に努める。
なお、避難者の退所に際しては、退所届の提出を求めるとともに、行き先、連絡先等を確認し、事後の問い合わせに備える。
- (6) 外部からの問い合わせに対応するため、電話対応要員を確保するとともに、連絡掲示板等による情報提供方法を工夫する。
- (7) 対策本部からの被災者への各種情報等について、連絡掲示板等による情報提供方法を工夫する。
- (8) 食料の配布方法については、避難者の健康状態、各部屋の管理組織の把握状態、配布に割ける職員数等の状況に応じて、各自が受け取りに来る、部屋ごとに持っていく、部屋ごとに受け取りに来るなどの方法を工夫する。
- (9) ごみ、たばこ、火気使用場所の掲示、トイレの使用方法や施設の清掃・維持管理の在り方について、運営委員会等にはかり、避難者への周知と協力を求める。

2 ボランティアへの協力要請

- (1) ボランティアの派遣要請は、仕事の内容、人数、期間等を検討の上、災害対策本部やボランティアセンターに申し入れる。
- (2) ボランティアの受け入れに当たっては、ボランティア・コーディネータの派遣要請も検討する。
- (3) ボランティア活動の展開に当たっては、コーディネータの指揮のもと組織化を図り、自主的・主体的な活動を呼びかけるとともに、避難所の運営委員会との定期的な意見交換の場を作るなどして、相互の自主性・主体性を尊重するよう配慮する。
- (4) 社会教育施設にあっては、日頃から関係機関と連携し、ボランティア活動を人々の自己実現・生涯学習のための取り組みの一つとして位置付け、ボランティアの受け入れについて研究し、ボランティアの活用を取り入れた事業の企画に努める。

3 事業再開の検討

- (1) 被災者の「心のケア」の立場から、早期の事業再開を検討する。
- (2) 館の被災状況、避難所としての活用状況等により、自館以外の施設利用も検討する。
- (3) 再開に当たっては、被災者や地元の住民の感情にも配慮し、内容等についても工夫する。
- (4) 避難所機能が不必要に長期化しないよう、災害対策本部に働きかける。
- (5) 避難所に長期に滞在する住民に対して、部屋の集約、避難所の統合に伴う転室・退去等の要請を行う場合、そのタイミング、手順等について、十分な配慮が必要である。

(参考) 各施設の特色から特に配慮すべき事項

(1) 博物館

- ① 展示機能を中心とする施設ではあるが、被災住民の緊急避難があった場合、どの部屋で対応可能か、その場合に必要な資材等についても検討しておく（展示室、収蔵庫などは不適当）。

(2) 図書館

- ① 図書が落下・散乱している時は、程度により、受け入れ延期も検討する。
- ② 閲覧室、研修室、会議室、ロビー等を生活スペースとし、書庫の使用禁止についても検討する。
- ③ 館所蔵の蔵書の一部閲覧のほか、市内住宅地図等の閲覧・コピー等の対応についても検討する。

(3) 公民館

- ① 避難所のほか、救急・救援基地、ボランティアの受け入れ・派遣等の窓口活動等、各種活動の中核施設としての機能も期待されており、緊急時には的確に対応できるよう、平素から、緊急時に必要な設備・備品、登録団体等のボランティア活動、事業運営の在り方等を含め検討する。



仮設住宅

避難所運営組織（例）

本 部	災 害 時	平 常 時
指揮統括 情報収集 情報分析 連絡調整 対応策の検討	避難所対応班 避難者者の名簿作成 避難者の入出館把握 館内避難施設の割り振り 備蓄物資の管理 急病人の把握	パソコンを使った名簿作成
	連絡調整班 市町村対策本部との連絡調整 (水・食料・生活用品・寝具・簡易トイレ) 安否問い合わせへの対応 ボランティア組織及び近くの自治組織との連絡調整	—
	泊り込み者 避難者対応班及び連絡調整班の仕事の引き継ぎ 夜間巡回	—



救援物資の仕分け

V 震災に関する諸問題

1 震災対応の記録作成

(ポイント) 詳細な震災対応記録を残すことが、次の災害、他地域での災害の備えになる。

<予想される状況>

- 1 阪神・淡路大震災時には、出勤した職員も、何を調べ、どこに報告してよいのか分からず、上部機関から指示があつて初めて、調査・報告事務を進めたというケースが見られた。
- 2 災害復旧関係の調書作成についても、時間の余裕がない中で、取りまとめはするが、その経過に関する記録が十分でなく、いざ記録に残そうとしても、記憶があいまいで、具体的な行動を思い出せないケースが多く見られた。
- 3 避難所等になった施設にあっては、その運営のための広報物や回覧、調査表など、様々なものが大量に作成されたが、記録保存という観点に立つ余裕がなく、紛失してしまったもののが数多くあった。
- 4 震災後作成された記録集の多くは、震災の恐ろしさを伝えるものであったが、それぞれの施設や組織がどういう対応をして現在に至ったか、その復旧に至る様々な取組みに対する検証及び改善の取組みを取り上げたものは少数にとどまった。

<対策>

- 震災の中で、それぞれの施設が現実にどのような被害を受け、行政がどのように対応し、どのように克服できたのか、こうした真摯な記録は、今後の社会教育施設の在り方を考える上で重要な意味を持つ。また、被災地以外の地域にある社会教育施設にとっては貴重な資料となる。
- 1 館及び課等の中で、震災に関する取組みの検証のため、記録係をおくなど、当初から記録を残すための取組みを工夫することが望ましい。
 - 2 震災等非常時の業務や避難所となった場合の業務の記録のほか、関係機関への報告類について、その項目、内容等について検討し、あらかじめフォーマットを定めて震災対応マニュアル等に様式を収録しておくとよい。

(参考) 震災関連資料の収集

阪神・淡路大震災後、震災関連の記録集・報告書や各種資料等が作成されたが、兵庫県内のこれら震災関連資料の収集は、平成7年10月から、兵庫県の委託を受けた(財)21世紀ひょうご創造協会によって開始され、平成10年4月からは(財)阪神・淡路大震災記念協会に引き継がれ、現在は、平成15年4月に開館した、震災に関する専門施設である「人と防災未来センター」において、収集・保存・展示されている。

また、兵庫県立図書館(フェニックス・ライブラリー)、神戸市立中央図書館(1.17文庫)、神戸大学附属図書館(震災文庫)、尼崎市立地域研究資料館など、公共図書館等においても収集・保存されており、閲覧が可能である。

※ 人と防災未来センターの保存資料(平成15年4月現在)

(件)

一 次 資 料		二 次 資 料	
ノート	482	図書	8,550
冊子	7,081	雑誌	13,164
ファイル	46,671	ちらし	1,097
一紙	79,067	地図	196
ホッチキス止め	11,801	新聞	222
クリップ止め	2,116	映像資料	251
紐綴じ	2,688	音声資料	29
写真	1,787	電磁媒体	72
ビデオ	551	マイクロフィルム	2
写真アルバム	912	写真	32
ポケットアルバム	1,651	ポスター	11
その他	5,689	はがき	11
		手紙	1
		その他	1,530
計	160,496	計	25,168

(資料)「人と防災未来センター」ホームページより

※ 兵庫県立図書館「フェニックス・ライブラリー」(平成9年1月31日現在)

1 図 書	1,067 件
2 雑誌類(新聞を含む)	1,339 点
3 逐次刊行物(震災復旧広報、ボランティア通信等)	1,772 点
4 パンフレット、チラシ類	1,217 点
5 1枚物の地図類(空中写真を含む)	415 枚
6 その他(視聴覚資料等)	256 本
計	6,066 件・点 (ほかに未整理分約100点)

2 検証と改善

(ポイント) 震災対応を検証し、防災計画やマニュアル等の改善に生かす。

<予想される状況>

- 1 阪神・淡路大震災時における施設としての、課・係としての取組み状況についての記録が十分でなく、また、記憶そのものが日々薄れる中、十分な検証がなされないまま、その体験が今後の震災対応に生かされていないケースが多く見られる。
- 2 被災地と災害をまぬがれた地域との意識の差が大きく、全県的な研究活動が上滑りになってしまったケースも出ている。
- 3 各施設の職員、公民館運営審議会委員や社会教育委員、行政担当者等の震災に対する意識に差が見られ、積極的な検証活動や改善への取組みが進みにくい。



火災訓練風景



フェニックス・ライブラリー

<対 策>

- 1 震災を体験した施設や行政が、それぞれの施設・課・係の立場から、地震発生時における対応、事業再開に向けての取組み、避難所としての役割、各種の災害救援対策拠点施設としての機能等について、できることとできなかったこと、その理由、そのためにどのような問題が起きたのか、起きたらなかったのかの記録を残し、今後の社会教育のために生かしていくための検証活動・改善活動を工夫し、実践することが望まれる。
- 2 博物館協会や図書館協会、公民館連合会など、県レベル・ブロックレベルでプロジェクトチームを編成し、震災対応・救援活動と同時に調査研究活動を行うなど、検証活動の意義を踏まえ、具体的な取組みが行えるよう対応策を考えておく。
- 3 記録集、調査研究報告などは、他の自治体、さらには全国の同種施設にとって貴重な情報（教訓）であり、できるだけ広く配布し、有効活用が図られることが望まれる。



北淡町公民館・避難所



緊急医療チーム

3 職員の危機管理能力の向上と防災学習

(ポイント)職員の防災意識と能力を高める。また、住民に対する防災学習の機会を増やす。

＜予想される状況＞

- 1 火災・風水害に対応したマニュアル等は整備されているものの、地震やその後の復旧及び避難所対応などを含めた対応マニュアルは未整備であり、職員の意識も低いのが現状である。
- 2 都市そのものが破壊されるという人々の常識をはるかに超えた震災についての対応策はほとんど手つかずで、組織としての体系的な取組みはなかなかできず、その日その時に直面した状況にとにかく対応するのが、精一杯の状況であった。
- 3 たまたま積極的な対応がなされても、それはその人個人、その課・係のみの危機管理対応で、組織全体のものとしての取組みにはなり得ていない。
- 4 平素実施されているボランティア養成講座やボランティア・グループ活動が、震災直後の混乱の中での救援・救護・復旧活動に生かされなかつたケースが見られた。
- 5 震災直後、真っ先に安否を気遣い、訪ねてもらったのは、日頃一緒に活動していた団体やサークル活動の仲間であったというケースが数多く報告されている。
- 6 住民向け防災学習の内容が、火災や風水害を対象としたものが中心で、しかも訓練や学習活動にマンネリ化の傾向が見られ、阪神・淡路大震災にはあまり生かされなかつた。
家の中にあって、震災から自分の命を守ることの大切さや、家族の絆の持つ意味、みんなで支えあう地域社会づくりなど、地震対応の視点からの防災学習が不十分であった。
- 7 震災に対する危機管理体制及び防災学習の不徹底から、現実の対応では、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等への配慮が十分にはなされなかつた。

防災学習のテーマ例

「県内の災害史とその被害」「災害のメカニズム」
「災害と防災」「防災とくらし」「災害時における心構え」「災害弱者」
「救助活動実習」「市民救急救命」
「炊き出し実習」「避難体験」
「震災ストレスを乗り越える」「健康管理と心のケア」
「災害を防ぐまちづくり」「高齢化問題とまちづくり」「コミュニティづくり」
「住宅の安全性」「家屋のリフォーム」「防災対策の日曜大工」
「ボランティア入門」「情報リテラシー」

<対 策>

- 1 社会教育施設にあっては、地域防災計画等を踏まえて、利用者の安全確保、避難所となつた場合の運営体制、事業再開の手順等施設の実態に応じた危機管理マニュアルの作成及び周知徹底を図るとともに、災害時に適切な指示や行動が取れるよう、危機管理能力の向上に努める。
- 2 安全教育の充実、災害のメカニズム、自然の動態についての認識や人間としての在り方生き方を考える学習、人間教育を原点においた防災教育や学習について工夫する。
- 3 震災の恐怖の風化につれ、施設や備品、訓練に対する対応がどうしても経済性優先になりがちである。職員の異動等に伴ってその意識の低下も考えられることから、絶え間ない学習・訓練が必要である。
- 4 平素の社会教育活動の中に、ボランティア・グループの協働とボランティア・メンバーの訓練を位置付けることが大切である。

(参考) 各施設の特色から特に留意すべき事項

(1) 博物館

- ① 地震や災害のメカニズムについての自然科学的な検証、自然災害についての歴史的検証、自然災害と芸術活動についての検証などを行い、企画展や特別講演会・講座等を適時あるいは定期的に開催し、人々への地震災害や防災についての意識啓発を図るなどの工夫が期待される。
- ② 博物館関係職員等を対象とした定期的な防災教育を実施するとともに、防災訓練・安全チェック等を実施し、その成果を踏まえてマニュアルの見直し、改善を図る。

(2) 図書館

- ① 震災に関する資料等の収集・整理・保管、データベース化等に努めるとともに、収集資料の一般公開を行い、震災についての体系的な記録保存・資料提供が行えるよう工夫する。
- ② 震災についての図書コーナーの開設や、震災記念日等を中心に震災についての読書会、収集資料の特別展等を実施するなど、人々の意識の啓発に努める。

(3) 公民館

- ① 公民館で実施する各種事業を通じて、自然災害を科学的・歴史的に学び、また、災害を最小限度に食い止めるための知識・技術の習得や、災害を乗り切るための態度の育成、意識の高揚などが図られるよう工夫する。
- ② 公民館のボランティアや登録団体・グループ等を対象に、災害時における各種のボランティア活動及び高齢者、幼児、障害者や外国人など災害弱者への支援活動の在り方等について、学習する機会や場を設ける。
- ③ 職員等を対象にして、ボランティア・コーディネータの養成・研修を実施する。

4 社会教育施設の災害復旧事業

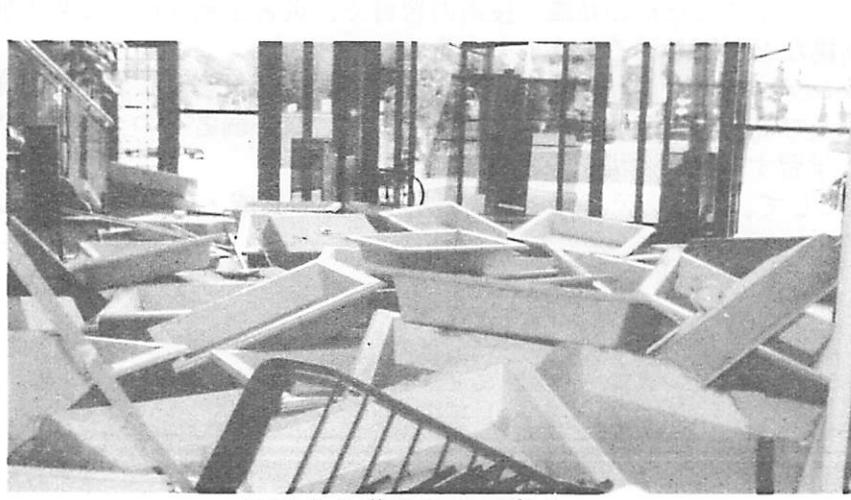
(ポイント) 公立社会教育施設は、激甚法による災害復旧事業の補助対象となる場合がある。

<予想される状況>

- 1 阪神・淡路大震災は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(激甚法)に基づき激甚災害に指定され、公立社会教育施設災害復旧事業が国庫補助対象とされたが、その前提となる被害状況や事業費規模の把握のための調査が、震災直後から段階的に実施された。
- 2 しかし、市町村職員や社会教育施設職員の多くは、被災住民の救出・救援活動や避難所運営などに忙殺され、施設の被害状況調査等を詳細に実施するのに困難を伴った。
- 3 余震が続く中で、施設の使用可否を判断するための応急危険度判定や復旧方法の検討を行う必要があったが、その要員（技術者・専門家）が不足した。
- 4 私立博物館については、公的な復旧制度が整備されていないため、公立の施設以上に復旧に支障を来たした。このため、国に対して公的支援制度の創設を要望したが実現せず、結果的に(財)阪神・淡路大震災復興基金による助成措置を設けることとし、早期復旧への支援を行った。

○ 阪神・淡路大震災による社会教育施設の被害と復旧

公立社会教育施設	県立	被災施設数		災害復旧事業対象
		5	5	
	市町立	公民館	1 2 3	5 1
		図書館	2 4	1 8
		博物館	2 1	1 6
		その他	1 2	8
私立博物館等			2 7	1 7



<対 策>

1 被害を受けた社会教育施設・設備は、事業の正常な再開・被災住民の心のケアのため、早急に復旧する必要がある。

公立社会教育施設については、社会教育法に基づく国の施設整備費補助金は平成9年度限りで廃止されたが、激甚法による激甚災害に指定されると、同法に基づき、都道府県・市町村が行う公立社会教育施設災害復旧事業に対し、3分の2の補助率で国庫補助がなされる。

2 阪神・淡路大震災の際は、県立5施設、市町立93施設について、国庫補助により、平成6年度から9年度にかけて災害復旧事業が実施された。

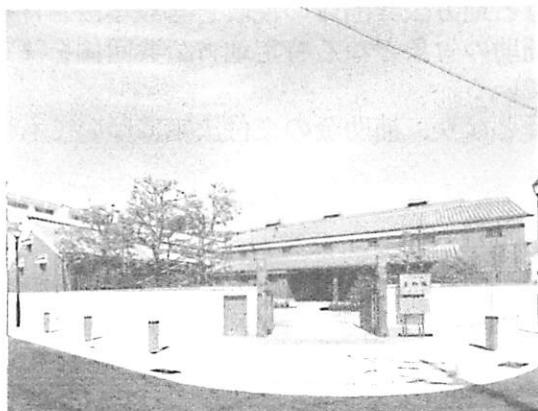
対象施設は、政令で定める公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール及び、文部大臣が大蔵大臣と協議して定めた博物館、青年の家に加え、新たに視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設も対象となった。

なお、平成16年10月の新潟県中越地震による災害についても、激甚災害に指定されており、阪神・淡路大震災の時と同様、3分の2の補助率で、国庫補助による公立社会教育施設の災害復旧事業が実施されることになっている。

3 激甚災害法は、公立社会教育施設を対象としており、私立の社会教育施設については、公的な復旧支援制度はない。

阪神・淡路大震災の際には、国民等からの義捐金や地方交付税等を財源とした（財）阪神・淡路大震災復興基金の事業として、私立博物館災害復旧事業を平成7年度に創設し、平成11年度までの間に、17施設について、2分の1又は3分の1の補助率で助成を行った。私立の社会教育施設に対する公的助成制度は、全国初である。

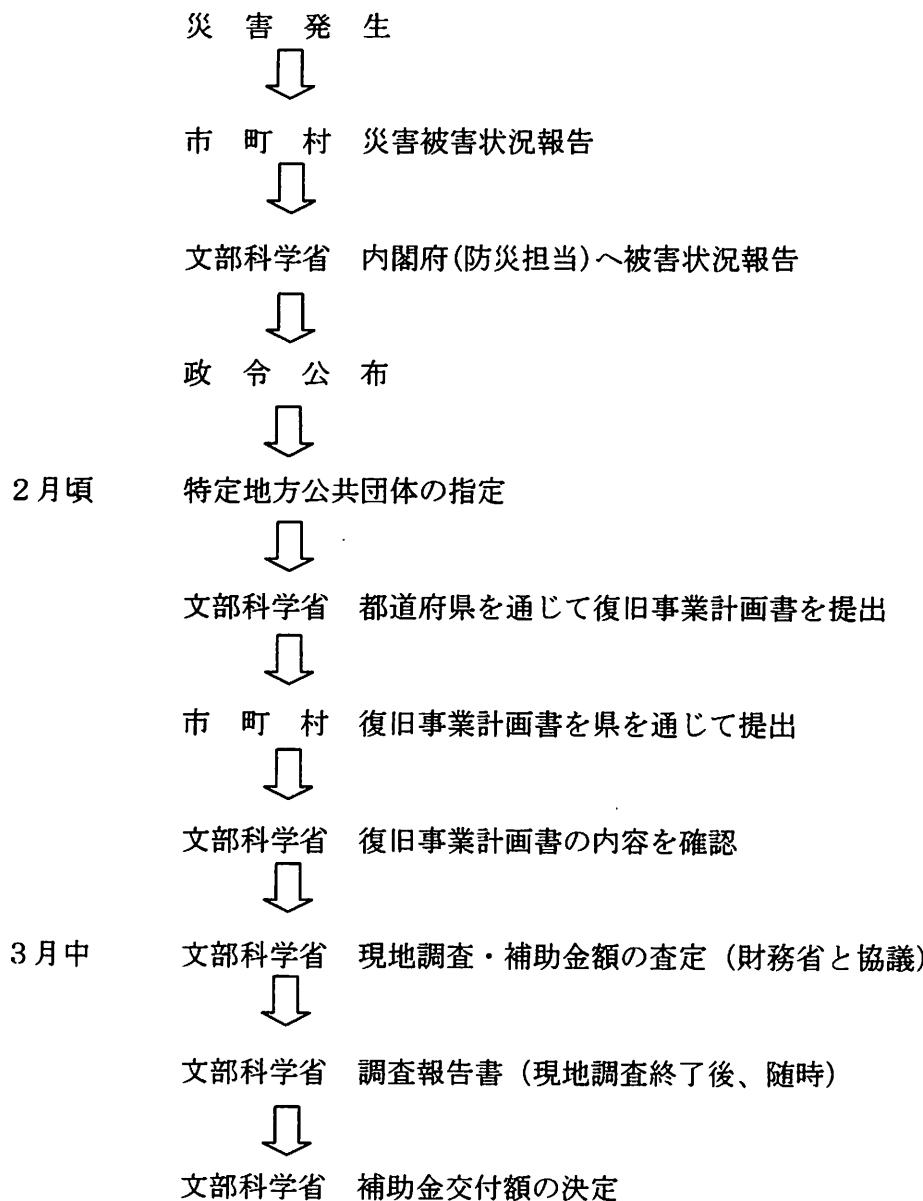
なお、これらのほか、準公的資金として、「モーターボート特別競争による資金を活用した阪神・淡路大震災復興支援事業」により、（財）神戸市国際観光協会を実施主体として、北野地区の異人館、灘地区の酒蔵（酒造資料館）などの未指定の歴史的建造物の復旧支援が行われた。



酒蔵資料館の復旧



(参考1) 激甚災害の指定に関する政令による適用すべき措置（公立社会教育施設の災害復旧事業に対する財政措置）事務の流れ 一市町村立施設の場合



(注) 公立社会教育施設については、当該年における地方公共団体の税収と当該年における全ての激甚災害の被害額との比率により国庫補助の対象となる特定地方公共団体を決定することから、その時期は例年2月頃となっている。

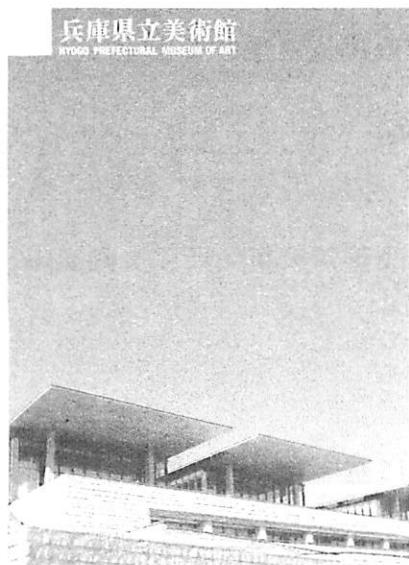
そのため、事業計画書の提出依頼は2月以降となり、補助金の交付決定についても、それ以降となる。

(資料)文部科学省生涯学習政策局提供

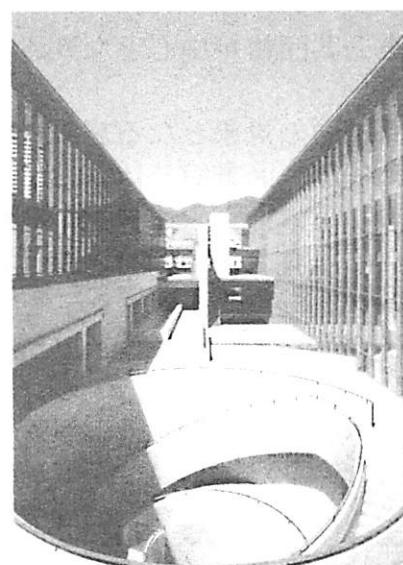
(参考2) 阪神・淡路大震災の際の社会教育関係災害復旧スケジュール

地震発生	災害対策本部支援等 県立社会教育施設被害状況調査
3 日	社会教育施設の被害状況の全容を概ね把握（電話連絡及び現地確認） 避難所となる県立社会教育施設の危険度調査及び応援 被災市町以外への県事業中止等の連絡
1 週間	被災市町社会教育関係課との定期的な電話等による連絡体制の確立
1か月	国の災害対策補正予算を受けて、被災市町に対する災害復旧国庫補助申請事務説明会開催（応急復旧工事：施設被害が避難住民や施設周辺住民に危険を及ぼしている場合） 被災児童・生徒に対して、学習の場として社会教育施設の提供・確保
2か月	第1次補助事業計画書に基づく現地調査（1週間）の実施（応急復旧工事）、交付申請・決定等補助金事務
後半	被災児童・生徒に対するスポーツ・文化活動の機会提供（ユースセミナー） 県立図書館等が図書レスキュー事業に着手
3か月	第2次補助事業計画書に基づく現地調査（1か月）の実施 (その他：私立博物館災害復旧の状況把握、支援検討)
6か月～ 10か月	私立博物館災害復旧事業（震災復興基金）に着手 関係市町及び対象施設に対する説明会、申請に基づく現地調査 県立図書館が震災資料コーナー（フェニックス・ライブラリー）開設

（資料）兵庫県教育委員会社会教育課提供



復興のシンボル
県立美術館



(参考3) 阪神・淡路大震災の際の社会教育施設災害復旧事業

公立社会教育施設災害復旧費補助事業の概要

[制度の概要]

1 補助の根拠及び補助率

(1) 補助根拠

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」又は「法」という)第16条

(2) 補助率 2/3

※「激甚災害法」ともいう

2 国庫補助の対象となる災害

激甚災害による被害が、国庫補助の対象として災害復旧事業が行われる場合(以下、3つの要件が満たされる必要がある。)

(1) 激甚法第2条第1項の激甚災害として指定されること。

(2) 政府のとるべき措置として、法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)の適用が政令で指定されること。

(3) その施設の設置者である地方公共団体が、特定地方公共団体として指定されること。

3 補助事業者

激甚法第3条第1項に規定する特定地方公共団体

(1) 今回の阪神・淡路大震災による指定地域

・兵庫県分

兵庫県及び、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、明石市、津名町、淡路町、北淡町、一宮町、五色町、東浦町、緑町 (1県8市7町)

・大阪府分

豊中市

(1市)

合計1県9市7町

(2) 地方公共団体が中心となり設置した財団立の社会教育施設は、対象外である。

4 国庫補助の対象となる施設(法第16条第1項、令第33条)

(1) 公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール

(2) 博物館、青年の家(昭和42年10月7日追加)

(3) 視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設

(平成7年2月13日追加)

[参考] 阪神・淡路大震災で対象となった施設

震災当時には対象となっていなかった施設も、被害の実態に基づき、国の所管官庁である文部省が大蔵省と協議の上、視聴覚センター以下の施設が今回追加された。

対象施設を確定する上で基本になるのは各地方公共団体の条例である。曖昧な規定は判断に困るため、対象施設外となる場合もあった。

5 国庫補助の対象となる施設の区分

- (1) 建 物 当該社会教育施設の用に供されている建物
- (2) 工作物 土地に固着している建物以外の工作物
- (3) 土 地 公立社会教育施設の敷地、屋外運動場等の土地及びこれらの土地の造成施設で、樹木は含まない。
- (4) 備 品 社会教育活動を行う上に必要な教材、教具、机・椅子等の備品、但し、消耗品を除く。

[参考] 阪神・淡路大震災で対象となった備品の特徴

① 博物館・美術館等

- ・ 今回の震災では、博物館や美術館の展示品(博物館資料等)の被害が多かった。そのため、博物館等での備品の災害復旧では、展示品の補修や購入(代替購入)が多かった。大地震を想定した展示方法や保管が行われていなかったため、被害がたくさん出たともいえ、今後の課題が残る。
- ・ 水族館では、水槽の破損や海水濾過装置等の故障により、魚が大きな被害を受けた。災害復旧の基本は、同様の物を補充することだが、同じような形状の魚を得ることが難しい場合やワシントン条約等で制限されている魚の購入等で苦労も多かった。

② 図書館

- ・ 激震地では、火災や家屋の倒壊で貸出図書が返却されない可能性が強かった。被害状況を確定する段階では、正確な数字が把握出来ないため(図書の返却が始まっていない)、その時点での貸出冊数と普段の返却率や地域の被災家屋数等を参考に返却されない本を算出し補助対象とした。

6 復旧工事費の積算

(1) 原形復旧の原則

- ① 狹義の原形復旧:位置、形状、寸法、材質の等しい復旧。
- ② 広義の原形復旧:上記が不可能、困難又は不適当な場合の代替復旧を含む。

(2) 復旧工事費の積算

復旧工事費算出は、一つの社会教育施設ごとに行う。

① 建 物

ア 新築復旧(全壊及び半壊の場合)

全壊又は半壊の面積に、1平方メートル当たりの新築単価を乗じて得た額。

上記の単価については、文部省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の単価を準用する。なお、基本単価に関して、公立社会教育施設及び公立文化施設については、「小学校、中学校、幼稚園の校舎」の単価を、公立社会体育施設については、「小学校及び中学校の屋内運動場並びに教員住宅」の単価を準用する。また、加算単価については、全ての事項を準用する。

イ 補修復旧(大破以下の場合)

実施設計を行い、積算された工事費。

- ・ 労務、資材単価…… 公共土木施設災害復旧事業の算定に使用する単価による。その単価に定めのない資材については、現地適正単価による。
- ・ 歩掛り…… 文部省所管公立学校施設災害復旧費調査要領を準用する。(公立学校施設災害復旧費歩掛け及び公共土木施設災害復旧事業費の算定に使用する歩掛けによる。)

- ② 建物以外の工作物
 - ・ 建物の補修復旧と同じ。
- ③ 土 地 建物の補修復旧と同じ。
- ④ 設 備

設備費の額=	公立社会教育施設の種類に応じて定める建物	× 度に応じる係数	× 物の面積
1坪当たりの基準額			数

但し、特別の理由により、上記算定方法によることが著しく不適当であると認められる場合は、本省協議。

- ※ 上記の本省協議については、阪神・淡路大震災に対する特別措置として、「阪神・淡路大震災に係る文部省所管公立社会教育施設災害復旧費調査要領の取扱い」により、設備の実被害額が5千万円以上となる場合に行うものとする。
- ※ 設備復旧費の算出に関しては、阪神・淡路大震災に対する特別措置として、「阪神・淡路大震災に係る文部省所管公立社会教育施設災害復旧費調査要領の取扱い」により、「阪神・淡路大震災に係る公立学校施設災害復旧事業に適用する復旧指針」を準用する。したがって、設備復旧費の算出に当たっては、原則として3者以上の見積もりを求め、その最低価格を採用することができる。

7 建物の被害区分

- (1) 全 壊
建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築して復旧する必要のある状態にあるもの。
- (2) 半 壊
建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの。
- (3) 補 修(大破以下)
 - ① 大 破
建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの。
 - ② 大 破に至らないもの
建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

[事務手続き]

概ね、公立学校施設災害復旧費国庫負担(補助)事業の事務手続きに準じた取扱いとなる。なお、公立社会教育施設については文部省生涯学習局社会教育課が、公立社会体育施設については同体育局体育課が、また、公立文化施設については文化庁文化部地域文化振興課がそれぞれ担当(窓口)する。

1 災害発生時の事務

- (1) 発生時
 - ① 被災日、被災原因、施設名、施設区分ごとの被害金額、被害程度の概要等の把握。
 - ② 関係機関への速報(被害の多少、国庫補助申請の有無に関係なく、全ての災害について報告する。)
- (2) 災害状況報告書の提出(遅滞なく)
- (3) 国庫補助事業計画書の提出(災害発生後1ヵ月以内)
国庫補助事業計画書の添付書類及び綴り順

一つの公立社会教育施設ごと(①～⑥及び⑩は該当するもののみ)

- ① 災害復旧事業施設別表
- ② 建物新築復旧の国庫補助対象工事費積算内訳書
- ③ 建物補修復旧の国庫補助対象工事費積算内訳書
- ④ 建物以外の工作物復旧の国庫補助対象工事費積算内訳書
- ⑤ 土地復旧の国庫補助対象工事費積算内訳書
(内訳書の様式は、公共土木施設災害復旧費積算関係様式に準ずる。)
- ⑥ 設備復旧の国庫補助対象工事費積算内訳書
(見積合わせによる場合は、見積書(写し)を添付すること。)
- ⑦ 被害配置図
- ⑧ 復旧図
- ⑨ 被害写真と撮影位置図(被害配置図と併用しても構わない)
- ⑩ 特別理由書
- ⑪ 災害の証明資料
 - ・各調書の作成に当たっては、「公立学校施設災害復旧費国庫負担(補助)事業の事務手続きについて」を参考とする。

(4) 事前着工届け

被害の状況によっては国の現地調査を待たずに工事に着手しなければならない場合があるが、その際には事前着工届を提出する。

但し、工法、復旧範囲等について国庫補助の承認がなされたものではないので注意する。

また、写真等により、被害の事実、被害の規模等を確認できるようにしておく必要がある。

※ 通常の取扱いでは、平成6年度の契約及び予算に係る工事については平成6年度中に事業内定を受けたものに限って平成7年度補助の対象としているが、阪神・淡路大震災に対する特別措置として、平成6年度中に事前着工届けの提出があったものについては、平成7年度補助の対象とする。

2 国の現地調査

国庫補助事業計画書提出後、文部省調査官及び大蔵省財務局立会官の現地調査が実施される。

〈設置者の準備〉

- ・現場説明者(設計担当者等)を決めておく。
- ・現場説明順路を決めておく。
- ・被害確認に障害となる雑草等の取り扱いをしておく。
- ・説明資料(施設台帳、備品台帳、単価表、契約書、見積書、被害写真等)を準備しておく。
- ・被災物の残骸等の確認ができるようにしておく。
- ・計測器具(巻尺、ボール、下げ振り、レベル等)を準備しておく。

次の場合は現地調査が保留となり、本省協議(文部省と大蔵省)の上、調査額が決定される。

- (1) 調査官、立会官の意見不一致。

(2) 一施設当たりの調査額が 5 千万円以上となる場合。

※ 本省協議の対象となる一施設当たりの調査額は、阪神・淡路大震災に対する特別措置として、新築復旧を伴うものについては 4 億円とする。

また、「阪神・淡路大震災に係る文部省所管公立社会教育施設災害復旧費調査要領の取扱い」の第 2 「復旧方針」及び第 3 の③の単価を用いて調査したものについては、本省協議の対象とされない。

※ 阪神・淡路大震災に対する特別措置として、円滑な社会教育活動を行うため緊急かつ迅速に復旧しなければならない部分のあるもの等、申請を分割せざるを得ない特別な事情のあるものについては、2 回に分けて申請ができる。

3 現地調査後の補助金事務

(1) 国庫補助金の内定

現地調査結果を受けて、文部省が災害復旧事業の内定通知を行う。

(2) 国庫補助金の交付申請書の提出

交付申請要領については、内定通知の際に併せて示すこととしている。なお、交付申請書には、事業計画書の添付書類(上記 1 ～(3)に掲げる①～⑪の書類)のほかに、次に掲げる関係資料を添付する。

契約書本文の写し(未契約の場合は、工事施工確約書)議会の議決のあった収支予算書の関係部分の写し(未議決の場合は、議決見込書)

(3) 国庫補助金交付決定通知

(4) 実績報告書の提出

事業完了日から起算して 30 日以内又は翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日までに、実績報告書を提出する。

(5) 額の確定

都道府県立施設の場合は、文部省が額の確定を行う。また、市町村立施設の場合は、関係都道府県が額の確定を行う。

※ 文部省資料参照

私立博物館災害復旧事業の概要

事業名	私立登録博物館修理費補助 私立博物館相当施設修理費補助 私立博物館類似施設修理費補助
事業目的	阪神・淡路大震災で被災した私立博物館の復旧を図るため、被災事業者が実施する災害復旧事業に要する経費の一部を補助し、もって社会教育の振興に資することを目的とする。
事業の内容等	<p>1 補助対象者 激甚災害法に基づく特定地方公共団体の区域内に所在する私立博物館の設置者で、博物館の復旧を図ろうとする者。</p> <p>2 補助対象施設 (1) 私立登録博物館（博物館法第2条第1項に規定する「博物館」をいう） (2) 私立博物館相当施設(同法第29条に規定する「博物館に相当する施設」をいう) (3) 私立博物館類似施設(博物館と同種の事業を行い、博物館相当施設と同等以上の規模を持つ施設をいう)</p> <p>3 補助対象事業 上記対象者が行う私立博物館の災害復旧事業</p> <p>4 補助対象経費 補助対象施設の次にあげる復旧事業費に係る所有者負担額 (1) 建物被害 ① 新築復旧 182,300円×延べ床面積を上限 ② 補修復旧 91,150円×補修面積を上限 (2) 備品(展示品も含む。) 1施設 5,000万円を上限</p> <p>5 補助金額 補助率 ・登録博物館 補助対象経費の1/2 但し、市町が出資する財団法人の設置する施設の場合 1/3 ・博物館相当施設 補助対象経費の1/3 ・博物館類似施設 補助対象経費の1/3 但し、他の団体からの補助金を受ける場合にあっては、それらを控除した額</p> <p>6 補助期間 平成7年度から平成11年度まで</p>

私立博物館災害復旧事業

(平成8年3月31日現在)

区分	市町名	事業者 (施設名)	補助率
登録	神戸市	香雪美術館	½
	神戸市	白鶴美術館	½
	西宮市	辰馬考古資料館	½
	西宮市	(附)西宮市大谷記念美術館	½
	伊丹市	伊丹市昆虫館	½
相当	西宮市	甲子園動植物園	½
	宝塚市	宝塚動植物園	½
類似	神戸市	小原芸術参考館	½
	神戸市	菊正宗酒造記念館	½
	神戸市	白鶴酒造資料館	½
	神戸市	沢の鶴資料館	½
	神戸市	海洋博物館	½
	神戸市	UCCコーヒー博物館	½
	尼崎市	近松記念館	½
	西宮市	黒川古文化研究所	½
	西宮市	菊池貝類館	½
	芦屋市	エンバ中国近代美術館	½
総事業費		1,683百万円	
復興基金補助対象経費		985百万円	
申請額合計		346百万円	

博物館類似施設の定義

1 博物館類似施設の定義

本事業において「博物館類似施設」とは、「博物館と同種の事業を行い、博物館相当施設と同等以上の規模を持つ施設」をいう。

※ 博物館類似施設の認定について

以下に掲げる「博物館に相当する施設の指定について」(昭和46年、文社社第22号)を参照すること。

- (1) 施設 博物館
 - ・建物は 132 m²以上
 - ・陳列室、資料保管室、事務室が整備されていること。
- 動植物園
 - ・1,320 m²以上の土地
 - ・動物収容施設、植栽園、事務室が整備されていること。
- 水族園
 - ・展示用水槽が 4 個以上、水槽面積の合計 360 m²以上
 - ・放養、飼養池、事務室が整備されていること。
- (2) 資料
 - ・実物、標本、模型等の所蔵資料を有すること。
 - ・所蔵資料は、整理分類され保管されていること。
- (3) 職員
 - ・職員は、一般職員のほか、専門的職員として、学芸員有資格者・学芸員に相当する者がいること。
- (4) 事業
 - ・常設展はもとより、特別展を行っていること。
 - ・案内書、パンフレット、解説書等の印刷物を定期的に刊行していること。
 - ・各種の講習会等が行われていること。
 - ・資料について調査研究活動が行われていること。
 - ・その他各種の教育活動が配慮されていること。
- (5) 運営
 - ・館園の設置規程、利用規則、職員組織規程等館園の運営に必要な諸規程が整備されていること。
 - ・開館日数が年間 100 日以上
 - ・年間を通じて一般に公開されていること。
 - ・年間利用者は、他地域の人にもわたっていること。

「明日を見つめて—社会教育と阪神・淡路大震災—」平成8年3月、兵庫県教育委員会

參考資料

1 阪神・淡路大震災の被害の概要 (兵庫県分)

<u>被害の概要</u>		(兵庫県まとめ)
1 災害救助法指定市町数		10市10町
2 指定市町面積		1, 657. 60平方km
3 指定市町人口		3, 588, 288名
4 死者		6, 401名
5 負傷者		40, 092名
6 行方不明		3名
7 家屋被害 (全壊・全焼・半壊・半焼)		448, 930世帯 248, 412棟
8 最大避難箇所・人数		1, 153ヶ所・316, 678名
		(平成7年1月23日)

<u>被害総額の状況</u>		(平成7年4月5日推計)
1 建築物		約5兆8, 000億円
2 鉄道		約3, 439億円
3 高速道路		約5, 500億円
4 公共土木施設		約2, 961億円
5 港湾		約1兆円
6 埋立地		約 64億円
7 文教施設		約3, 352億円
8 農林水産関係		約1, 181億円
9 保健医療・福祉関係施設		約1, 733億円
10 廃棄物処理・し尿処理施設		約 44億円
11 水道施設		約 541億円
12 ガス・電気		約4, 200億円
13 通信・放送施設		約1, 202億円
14 商工関係		約6, 300億円
15 その他の公共施設等		約 751億円
(合 計)		<u>約9兆9, 268億円</u>

(文教施設の内訳)

県立学校	約 141億円	市町立学校	約 1, 705億円
私立学校	約 340億円	国公立大学	約 91億円
県立大学	約 3億円	私立大学	約 379億円
社会教育施設	約 362億円	体育施設等	約 139億円
文化財	約 99億円	文化施設	約 93億円

2 社会教育施設の被害と対応

<公立社会教育施設>

(1) 県内の社会教育施設の被災状況

1 被災施設数

	公民館	図書館	博物館	青年の家	少 年 自然の家	婦 人 教育施設	视 際 党 センター	その他の 施設	合 計
県立施設	0	1	2	1	0	1	0	0	5
市町立施設	123	24	21	5	3	1	3	0	181
合 計	123	25	23	6	3	2	3	0	186

2 公立社会教育施設災害復旧事業対象施設数

	公民館	図書館	博物館	青年の家	少 年 自然の家	婦 人 教育施設	视 際 党 センター	その他の 施設	合 計
県立施設	0	1	2	1	0	1	0	0	5
市町立施設	51	18	16	2	2	1	0	2	92
合 計	51	19	18	3	2	2	0	2	97

3 公立社会教育施設の被害の程度

	新築復旧が必要な施設	大規模補修が必要な施設	小規模な補修が必要な施設	合 計
県立施設	0	1	4	5
市町立施設	2	1	89	92
合 計	2	2	93	97

*全壊・半壊でも、施設を解体して復旧しない施設もある。

4 社会教育施設の復旧状況（平成8年3月31日現在）

	公民館	図書館	博物館	青年の家	少 年 自然の家	婦 人 教育施設	视 際 党 センター	その他の 施設	合 計
被災施設数	51	19	18	3	2	2	2	0	97
内 訳	既に復旧した 施設数	11	0	3	0	1	0	0	15
	7年度内に 復旧する施設数	39	18	13	3	1	2	2	78
	8年度以降に 復旧する施設数	1	1	2	0	0	0	0	4

(2) 社会教育施設の対応

1 震災による施設の被害

	有	無
公民館	107館	35館
図書館	25館	2館
博物館	11館	3館
その他	10館	4館
合計	153館	44館

※有の内訳

	全壊	半壊	一部損壊
公民館	1館	1館	105館
図書館	1館	1館	23館
博物館	0館	1館	10館
その他	1館	0館	9館
合計	3館	3館	147館

2 避難住民の有無

	有	無
公民館	59館	83館
図書館	6館	21館
博物館	1館	13館
その他	3館	11館
合計	69館	128館

2 (2) 避難住民数

	当初	ピーク	平成7年10月末
公民館	4,621人	8,593人	11人
図書館	794人	794人	0人
博物館	10人	195人	0人
その他	0人	14人	0人
合計	5,425人	9,596人	11人

3 (1) 最初に職場に到着した人物

	館長	副館長	係長	専門職員	事務職員	その他
公民館	65館	5館	6館	21館	24館	21館
図書館	4館	0館	6館	6館	6館	5館
博物館	3館	2館	1館	5館	2館	1館
その他	1館	0館	3館	4館	2館	4館
合計	73館	7館	16館	36館	34館	31館

(2) 到着時刻

	午前7時	午前8時	午前9時	午前10時	午前11時	午前12時	正午以降
公民館	18館	32館	66館	19館	2館	0館	2館
図書館	4館	6館	8館	4館	0館	1館	4館
博物館	3館	3館	4館	3館	0館	0館	1館
その他	2館	3館	3館	3館	0館	0館	0館
合計	27館	44館	81館	29館	2館	1館	7館

(4) 職場に到着した人物の行ったこと（複数回答）

	部屋片付	安否確認	救助活動	ぼう然と	本部連絡	避難住民に対応	その他
公民館	92館	13館	6館	1館	60館	34館	6館
図書館	10館	4館	1館	1館	4館	3館	6館
博物館	8館	3館	0館	0館	5館	0館	3館
その他	2館	3館	1館	2館	5館	0館	2館
合計	112館	23館	8館	4館	74館	37館	17館

4 地震当日、施設として取り組んだこと（複数回答）

	安否確認	救助活動	部屋片付	本部連絡	避難住民に対応	今後の活動の打合	その他
公民館	42館	12館	107館	82館	52館	62館	9館
図書館	17館	3館	16館	10館	3館	9館	2館
博物館	8館	2館	10館	7館	1館	3館	2館
その他	7館	4館	8館	10館	2館	5館	2館
合計	74館	21館	141館	109館	58館	79館	15館

5 平成6年度事業の実施状況（震災以後）

	予定通り	一部中止	全部中止
公民館	9館	85館	48館
図書館	7館	13館	7館
博物館	3館	6館	5館
その他	0館	8館	6館
合計	19館	112館	66館

☆代替事業の有無

	有	無
公民館	1館	129館
図書館	2館	15館
博物館	1館	9館
その他	0館	10館
合計	4館	163館

6 平成7年度事業の実施状況

	予定通り	一部中止	全部中止
公民館	97館	41館	4館
図書館	20館	6館	1館
博物館	6館	6館	2館
その他	8館	5館	1館
合計	131館	58館	8館

☆代替事業の有無

	有	無
公民館	6館	48館
図書館	1館	6館
博物館	2館	6館
その他	0館	4館
合計	9館	64館

7 震災対応事業の有無

	有	無
公民館	46館	93館
図書館	7館	17館
博物館	4館	9館
その他	3館	11館
合計	60館	130館

8 事業が正常に戻っているか

	戻った	ほぼ戻った	戻っていない
公民館	121館	10館	11館
図書館	18館	6館	3館
博物館	11館	2館	1館
その他	10館	1館	3館
合計	160館	19館	18館

10 被災地への支援の内容

	人的支援	救援物資	義援金	その他
公民館	60館	60館	26館	21館
図書館	13館	3館	2館	5館
博物館	5館	0館	0館	3館
その他	7館	5館	1館	1館
合計	85館	68館	29館	30館

11 災害発生時における社会教育施設の在り方

(1) 避難所としての位置づけ

位置づけは当然	止むを得ない	不適当である	多方面から検討	施設の順位づけ
54施設	27施設	14施設	4施設	3施設

(2) 設備面での対応について

設備面は適当	設備は不十分	設備面で不適当	設備充実が必要
10施設	17施設	11施設	29施設

(3) 避難住民の受け入れと社会教育関係事業との兼ね合いについて

事業実施は困難	事業中止も止むなし	可能な限り事業実施を	状況により判断
33施設	29施設	5施設	7施設

12 (1) 施設内のボランティア活動

	有	無
公民館	84館	53館
図書館	4館	21館
博物館	4館	10館
その他	2館	12館
合計	94館	96館

(2) ボランティア活動の必要性

	はい	いいえ	分からぬ
公民館	116館	0館	20館
図書館	13館	0館	9館
博物館	6館	0館	6館
その他	10館	1館	2館
合計	145館	1館	37館

13 他の市町の社会教育施設との連携

	有	無
公民館	2館	118館
図書館	7館	20館
博物館	1館	13館
その他	2館	11館
合計	12館	162館

14 社会教育関係団体との連携

	有	無
公民館	40館	82館
図書館	4館	20館
博物館	0館	12館
その他	1館	12館
合計	45館	126館

(3) 社会教育施設における避難住民への対応

社会教育施設が避難所となった経緯

	震災前の指定（4施設）	震災で指定（12施設）	役割
神戸市立長田公民館	○		中心
神戸市立南須磨公民館		○	
神戸市立葺合公民館		○	補完
芦屋市立公民館		○	補完
西宮市立中央公民館		○	
西宮市立若竹公民館	○		中心
宝塚市立中央公民館	○		中心
宝塚市立西公民館		○	補完
淡路町公民館		○	
北淡町中央公民館		○	
津名町中央公民館		○	
芦屋市立図書館		○	補完
神戸市立須磨図書館		○	
(財)西宮市大谷記念美術館		○	補完
芦屋市立女性センター		○	補完
芦屋市立青少年センター	○		中心

「明日を見つめて—社会教育と阪神・淡路大震災—」平成8年3月 兵庫県教育委員会

<私立博物館等>

① 私立博物館等の被災状況

i 被災施設数

区分	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設	合計
施設数	18	11	123	151
被災数	9	2	16	27

※ 上記被災数は、平成8年3月時点での県下全域での被災施設数を表す。

ii 被災状況

区分	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設	合計
全壊	1	1	3	5
半壊	1	0	0	1
大破以下	4	1	7	12
軽微被害	3	0	6	9

② 私立博物館等の復旧状況

	平成8年度までに復旧した施設	平成9年度以降に復旧する施設	復興基金によらず復旧した施設	計
登録博物館	3	2	4	9
博物館相当施設	2	0	0	2
博物館類似施設	6	4	6	16
合計	11	6	10	27

平成8年度文部省委嘱事業「大規模災害時における教育行政のあり方に関する調査研究
—阪神・淡路大震災と社会教育・文化財行政を例に—」平成9年3月 兵庫県教育委員会

3 「阪神・淡路大震災からの復興と社会教育の果たす役割」（抄） (兵庫県社会教育委員の会議 審議報告、平成8年3月)

はじめに

大地を揺るがし、6,300余名の尊い人命を奪い去った、あの阪神・淡路大震災からはや1年以上が過ぎた。私たちは、肉親や友人、家財や文化的遺産など、あまりにも多くのかけがえのないものを失ったが、一方で、実に様々な経験をし、多くの貴重な教訓を得た。それぞれの立場でその経験を記録にとどめるとともに、その中から、次代に生かせるものを見だし、伝えていくことは、今に生きる者の責務であろう。（以下略）

1 阪神・淡路大震災と社会教育

- ① 今回の震災では、学校が避難所として果たした役割等がマスコミ等で大きく取り上げられているが、同様に、社会教育施設も有効に活用され、多くの社会教育職員や社会教育関係団体の人々が目覚しい活躍をしたことを銘記したい。
- ② 例えば、公民館等の社会教育施設は、普段から地域社会に開かれた施設として活用されていることから、震災直後には、多くの住民が避難をされるなど、身近な公共施設として避難及び救援活動の拠点として機能した。その際、特に高齢者や障害者等に対して、きめ細かな、暖かい対応がなされたとの報告も得ている。

また、ある市では、ボランティア活動で最初に立ち上ったのは、日頃、公民館等で活動している社会教育ボランティアであったと言い、また、救援活動を行ったボランティアのうちボランティアとして基本的なトレーニングを受けていた人の多くは、社会教育関係団体に属している人であったと言われている。

- ③ 今回の震災では、一人の力の限界と人間関係によって生み出される力の大きさが如実に現れた。

本来的に社会教育とは、人々の日常生活にかかわるもので、すぐれて地域社会の問題であり、人と人とのつながり、ネットワークを大切にしてきた。

また、日常の活動と災害時の活動とは、表裏の関係にあり、震災の経験を機に、日常の社会教育活動の在り方が改めて問われたと言える。

- ④ 震災に遭い、心に傷を負った人々に対して、図書館のいち早い開館と図書の貸出や巡回美術展の絵画鑑賞、さらには詩を作ること、歌うことなどが、多くの人々の心を癒したと言う。この意味でも、社会教育施設の早期復旧や社会教育事業の積極的な推進が求められる。
- ⑤ なお、今回の震災で、社会教育や社会教育施設などがどのように役立ったのか、限界や課題は何かなどを、それぞれの関係者、関係機関が記録に残し、検証していく必要があると考える。

2～4（略）

5 防災教育の推進等

- ①、②（略）
- ③ 県立図書館におけるフェニックスライブラリーの設置、県立人と自然の博物館における企画展「兵庫県南部地震を考える」の開催など、阪神・淡路大震災の記録を残す事業が各方面で行われているが、さらに防災教育の視点に立って、積極的に関係資料の収集、保存に努めるとともに、広く県民等に公開していく必要がある。
- ④（略）
- ⑤ 社会教育施設についても、防災計画づくり、災害時の危機管理体制の確立や利用者の安全確保、避難所の運営体制、社会教育活動再開の手順等のマニュアルづくりを進めるとともに、耐震性の強化等防災施設・設備の整備、情報連絡体制の整備や緊急時にも役立つ各種の備蓄が必要である。（以下略）

4 参考文献・関連資料

(教育全般・学校教育)

- 「学校等の防災体制の充実について（第一次報告）」文部省・学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議、平成7年
「学校等の防災体制の充実について」文部省・学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議、平成8年
「兵庫の教育の復興に向けて（提言）」防災教育検討委員会、平成7年
「震災を生きて一大震災から立ち上がる兵庫の教育ー」兵庫県教育委員会、平成8年
「地震対応マニュアルー阪神・淡路大震災に学ぶー」兵庫県教育委員会、平成8年
「ひろがるボランティア活動」文部省、平成9年
「新たな防災教育の充実に向けて」兵庫県教育委員会、平成10年
「いざという時のQ&A 9 9一大震災に備えて」兵庫県教育委員会、平成10年
「学校防災マニュアル」兵庫県教育委員会、平成10年
「防災について考え方」文部省、平成10年
「防災は自分の手で」文部省、平成11年

(社会教育全般)

- 「明日を見つめてー社会教育と阪神・淡路大震災ー」兵庫県教育委員会、平成8年
「阪神・淡路大震災からの復興と社会教育の果たす役割」兵庫県社会教育委員の会議、平成8年
「大規模災害時における教育行政の在り方に関する調査研究ー阪神・淡路大震災と社会教育・文化財行政を例にー」兵庫県教育委員会、平成9年

(公民館)

- 「月刊公民館」(社)全国公民館連合会、平成7年～
「阪神・淡路大震災市民センター(公民館)避難所の記録」芦屋市立公民館、平成7年
「社会教育ができること」神戸大学発達科学部、平成8年
「にしのみや公民館ニュース」西宮市立公民館、平成8年
「公民館の災害対策に関する調査研究報告書」(社)全国公民館連合会、平成9年

(図書館)

- 「書燈」神戸市立中央図書館、平成7年
「兵庫県南部地震と大学図書館」兵庫県大学図書館協議会、平成7年
「図書館震災記録」西宮市立中央図書館、平成8年
「図書館・文書館の防災対策」(株)雄松堂出版、平成8年
「灯の軌跡—芦屋市立図書館の14か月」芦屋市立図書館、平成8年
「三田市立図書館所蔵 阪神・淡路大震災関係資料等目録」三田市立図書館、平成9年
「図書館の1.17」兵庫県図書館協会、平成9年
「兵庫県立図書館 阪神・淡路大震災関連資料目録」兵庫県立図書館、平成9年
「神戸市立中央図書館所蔵震災関連資料目録(1.17文庫)」神戸市立中央図書館、平成12年
「阪神・淡路大震災5年の記録」震災記録を残すライブラリアン・ネットワーク、平成12年
「神戸大学附属図書館要覧(震災文庫)」神戸大学附属図書館、平成13年

(博物館)

- 「なりひら 第18号」芦屋市立美術博物館、平成7年
- 「博物館だより NO.51」神戸市立博物館、平成7年
- 「阪神大震災美術館・博物館総合調査報告Ⅰ・Ⅱ」全国美術館会議事務局、平成7年～
- 「兵庫県南部地震における人と自然の博物館の活動」兵庫県立人と自然の博物館、平成7年
- 「兵庫県立近代美術館年報」兵庫県立近代美術館、平成7年～
- 「神戸市立博物館研究紀要 第12号」神戸市立博物館、平成8年
- 「博物館の防災方策に関する調査研究報告書 平成8年度」(財)日本博物館協会
- 「国際シンポジウム 災害から文化財を守る」国際シンポジウム組織委員会事務局、平成9年
- 「文化財の防災計画」(株)朝倉書店、平成9年
- 「文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引」文化庁文化財保護部、平成9年
- 「震災から5年 阪神間ミュージアムネットワーク震災復興報告書」阪神間ミュージアムネットワーク推進実行委員会、平成12年

(資料) 人と防災未来センターの収集資料データベースなどをもとに作成

—編集後記—

本書の編集作業を再開した直後の平成16年10月、新潟県中越地震が発生しました。最大震度が7となり、阪神・淡路大震災以来の大きな人的・物的な被害が生じました。社会教育施設についても、68施設が被害を受けています（新潟県ホームページより）。

本書は、「はじめに」にもありますように、平成8年末に検討をスタートし、当初は、平成9年中の刊行を目指していました。その実質的な中心を担ったのが、当時の兵庫県教育委員会社会教育・文化財課副課長の中野直行氏でした。櫃本氏、山田（弘）氏、横田氏ほかの方々の協力で、原稿自体はほぼ9割方集まつたのですが、人事異動が重なったことなどもあり、作業が中断したまま時間が過ぎていました。

ところが、平成15年10月、中野氏（当時、兵庫県立加古川東高等学校長）が突然の病に倒れ急逝されました。翌年、神戸で元社会教育・文化財課職員が集まる機会があった際このことが話題となり、本玉氏、足立氏など当時の関係者有志に再び協力をお願いし、兵庫と東京とで休日などをを利用して全くボランタリーに執筆・編集作業を進め、大震災から10年を迎えた今年、遅ればせながら刊行にたどりついた次第です。

こうした経緯があることから、本書の基本的な構成や文章等は、中野氏が残された原稿をできるだけ生かすようにしながら、分かりにくい表現の修正、データや図表、フローチャート、参考資料の追加等を中心に作業を進めることとしました。また、最近の技術進歩などが必ずしも生かされていないこと、各施設の置かれた環境・状況によって、るべき対応や事前の備えが異なると考えられることなどから、タイトルを「地震対応マニュアル作成のために」としました。

振り返ってみて、阪神・淡路大震災においては、最大規模の避難所となった学校に大きな光が当てられましたが、公民館を始めとする社会教育施設の避難所も、畳の部屋や暖房機器があり、高齢者や障害者、乳幼児を抱える母親たちに優しい対応ができたとの報告があります。また、日頃の社会教育の実践手法・ノウハウが、ボランティアのコーディネートや避難所の運営などに役立ったと言われています（詳しくは「明日を見つめて－社会教育と阪神・淡路大震災－」、「阪神・淡路大震災からの復興と社会教育の果たす役割」などを参照）。

本書は、社会教育施設全体をカバーした、おそらく初めての地震対応マニュアルと思われますが、阪神・淡路大震災の際の被害状況や対応・課題をベースに記述していることから、記録集としての意味も有すると考えます。また、本研究会のメンバーは、いずれも阪神・淡路大震災当時及びその後の兵庫の社会教育に携わっていましたので、本書の作成は、復旧・復興への県内及び全国からの暖かいご支援に対する感謝の気持ちも込められています。今後、本書も一つの参考として、各地でマニュアル作成が少しでも進んでいけば、望外の喜びです。

最後になりますが、中野氏のご冥福を改めてお祈りするとともに、本書の執筆・編集・出版に携わっていただいた各氏、ご指導をいただいた諸先生方並びに資料や写真提供などでご協力いただいた文部科学省及び兵庫県内関係教育委員会、そして武田政義兵庫県教育長に、心より感謝を申し上げます。

－阪神・淡路大震災から学ぶ社会教育施設－
地震対応マニュアル作成のために

2005年3月

発 行 社会教育施設防災研究会

代表者 山 田 道 夫

TEL 03-5711-3612

印 刷 株式会社 精 文 舎

TEL 078-575-4729

